

第6回 第2次神崎市総合計画審議会

日時：平成30年2月14日（水）14：00

場所：千代田支所 2-2会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 基本計画（案）について

4 その他

5 閉 会

第 2 次神崎市総合計画 ～基本構想～ (案)

平成 30 年 2 月

神 崎 市

目次

【はじめに】

第1章 総合計画策定にあたって.....	2
1. 計画策定の目的.....	2
2. 計画の構成と期間.....	2
3. 計画策定の位置づけ.....	3
第2章 神埼市の現状と課題.....	4
1. 時代の潮流.....	4
2. 市の概要.....	6
3. まちづくりに対する住民意識.....	12
4. まちづくりの分野別主要課題.....	13

【基本構想】

第1章 神埼市の将来像.....	16
第2章 神埼市の将来都市構造.....	17
第3章 神埼市の人口目標.....	19
第4章 神埼市のまちづくりの基本理念.....	20
第5章 神埼市のまちづくりの基本方針.....	21
基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる.....	22
基本方針② 市民の日常生活を支える商業・医療機能、買い物や通院等の利便性を高める.....	22
基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める.....	22
基本方針④ "神埼市"で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる.....	23
基本方針⑤ まちへの誇りを育む教育・学習の充実と歴史・文化を継承していく...23	
基本方針⑥ 豊かな自然を保護、活用する.....	23
基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める.....	24
基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する.....	24
基本方針⑨ 新産業の育成や新たな企業参入の支援により雇用を創出する.....	24
基本方針⑩ 計画的な都市基盤の整備を進める.....	25
基本方針⑪ 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める.....	25
基本方針⑫ 効率的かつ効果的な行財政運営を行う.....	25

はじめに

第1章 総合計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

本市は、2006（平成18）年3月20日に神埼町、千代田町、脊振村の3町村が合併し、神崎市として誕生してから12年が経過しました。

この間、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度までの10年間を計画期間とする総合計画（第1次神崎市総合計画）を策定し、市が目指すべき将来像を「自然と歴史と人が輝く未来都市 ～潤いと活力を次世代へ継ぐ、夢創造都市をめざして～」として、長期的な施策の指針のもと、時代に対応した様々な行政課題に取り組んできました。

近年の社会情勢等については、人口減少や少子高齢化の一層の進展、自然災害をはじめとする安心・安全に対する市民意識の高まり、地域主権改革や地方創生の推進など、大きく変化している状況にあります。

また、市民ニーズの多様化、高度化が進み、画一的な行政運営では対応が困難となっており、更なる市民と行政等による「協働のまちづくり」への取り組みがこれまで以上に強く求められています。

総合計画は、あらゆる時代の変化があっても、進むべき方向を見失わずに市政運営を展開するための長期的な指針であり、行財政運営の最上位の計画と位置づけられます。本計画では、基本構想と基本計画を一体的に示し、長期的、全体的展望に立った視点をもって施策を推進していくことが、市の発展に不可欠であると考えます。

そのため、今後の目指すべき将来像と目標を定め、市民と行政等が協働して取り組む新しいまちづくりの指針となる「第2次神崎市総合計画」を策定するものです。

2. 計画の構成と期間

（1）計画の構成

市民と行政の協働によるまちづくりを実現していくための指針となる総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

基本構想	まちづくりの基本理念と、これにより実現を目指す神崎市の将来像（基本目標）を定め、市政運営の大綱を明らかにするものです。
基本計画	基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、各分野で取り組むべき施策の基本方向と施策の体系を明らかにするものです。
実施計画	基本計画で示した施策の方向にしたがって、具体的な事業の内容を明らかにするものです。

(2) 計画の期間

基本構想の計画期間は、2018（平成 30）年度を初年度とし 2027 年度を最終年度とする 10 年間とします。

基本計画は、2018（平成 30）年度から 2022 年度までの5年間で前期、2023 年度から 2027 年度までの5年間で後期とします。なお、後期基本計画は、前期基本計画における施策の進捗状況や環境の変化に柔軟に対応して見直しを行います。

実施計画については、3 年間で計画期間とする具体的な事業計画とし、毎年点検と計画策定を行うローリング計画※として策定します。

■ 計画期間

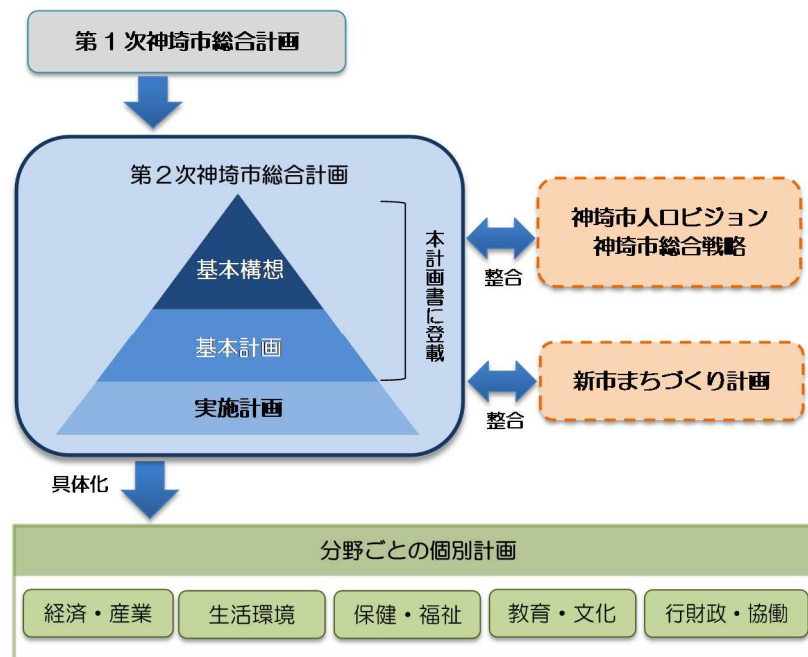
期間	前期計画					後期計画				
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
基本構想	←-----→									
基本計画	←-----→					←-----→				
進捗管理	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→	←-----→

3. 計画の位置づけ

本計画は、「第 1 次神崎市総合計画」の後に続く計画であり、その成果や課題を踏まえた上で、計画の内容へ反映します。

また、2015（平成 27）年度には、まち・ひと・しごと創生法に基づき、「神崎市人口ビジョン」、「神崎市総合戦略」を策定しており、第 2 次神崎市総合計画の策定にあたっては、これらの人口ビジョン・総合戦略等との整合を図ります。

■ 計画の位置づけ



※ローリング計画：中長期の計画に対して、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済、社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれを防ぐやり方

第2章 神埼市の現状と課題

1. 時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

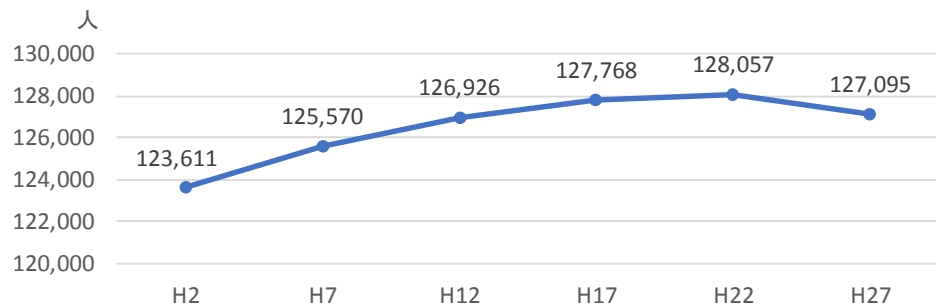
我が国では、国勢調査ベースで2010（平成22）年をピークに人口減少局面に入りました。人口の減少とともに少子高齢化も進行しており、急激なスピードで進行していくことが想定されます。

このまま進むと、2050年ごろには人口が1億人を割り込むとともに、高齢化率が38%前後に達すると予想されています（国立社会保障・人口問題研究所2017（平成29）年推計）。

このような人口構造の急激な変化は、東京一極集中という言葉に示されるように、地域的な偏りを伴っており、地方では若年層の流出や中山間地域の社会的、経済的な維持が困難になっていることなど深刻な問題が生じています。

国ではこうした状況を打開するため、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014（平成26）年）や国土形成計画（2015（平成27）年）の策定などの取り組みが進められ、一極集中の是正、結婚や出産の支援と出生率の回復、地域の特性に応じた地域課題の解決などを柱として、各地域で同様の取り組みを推進することが促されています。

■日本の総人口



資料：国勢調査

(2) 大規模な災害の発生と施設等の老朽化

2011（平成23）年の東日本大震災は、広域かつ甚大な被害をもたらし、その後の2016（平成28）年の熊本地震、2017（平成29）年の九州北部豪雨など、各地でこれまでの経験を超えた災害が発生し、多くの人命や財産が失われました。

我が国には多くの断層帯が分布し、大規模な地震がどこでも発生する可能性があることや、近年、時間雨量100ミリを超える豪雨をもたらす気候変動が風水害・土砂災害の激甚化をもたらす可能性があることなど、様々な災害に備えていくことが求められています。

また、高度成長期に集中的に整備された道路や橋梁、その他の公共施設は、整備後50年以上経過したものも多く、災害時に機能するべき施設等が損傷して被害を助長する恐れや、今後その維持管理や更新に要する費用が財政を圧迫

することが懸念されています。

さらに近年は、顕在化している空き家問題や所有者が把握できない土地の存在、耕作放棄地や山林の荒廃化など、人口の減少や高齢化などに起因する家屋・土地の利用のあり方がまちづくりにも問題を及ぼすようになっていきます。

(3) 情報技術の急速な発展

情報技術の発展は、インターネットなどの情報通信技術の総称として用いられた ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) の言葉はすでに定着し、近年は、IoT (Internet of Things : モノのインターネット)、ビッグデータ※、人工知能 (AI) など分野別に深化する形で、かつこれまでにないスピードと拡がりを持って進行しています。

こうした技術革新は、個人の日常生活におけるスマートフォンや SNS※の普及から、産業への活用、医療、福祉、教育分野への導入、行政サービスなど広範囲に影響を及ぼし、社会経済システム全般を大きく変革する可能性があります。

社会経済システム全般に及ぶ変化は、小売業における需要予測の精度の向上、農林水産業における生産性の向上、新たな医療・健康増進サービスの創出、公共交通サービスや行政サービスの向上などにつながることを期待されています。

(4) 地球環境・エネルギー問題

東日本大震災を契機として、エネルギーの効率的な利用、再生可能エネルギーの導入促進など、需要と供給の両面からの取り組みの必要性が強く認識されました。

また、地球温暖化対策の新たな国際的な枠組みであるパリ協定が発効して、温室効果ガスの排出削減に向けた低炭素化の取り組みを推進することが必要となっており、地域においても、自然エネルギーの積極的な活用や循環型社会の構築などを通じた地球環境問題への対応の促進が求められています。

(5) 価値観の多様化と働き方の変化

人口の減少や高齢化に伴う生産年齢人口の縮小傾向から、有効求人倍率が 1.0 を超える人材の不足が定常化するようになっていきます。

また、女性の社会進出が進み、子育て世帯への支援や働き方の改革が求められていること、自然への回帰や地域社会との繋がりを大切にする生活志向など、若い世代を中心に新たな価値観、個々のライフスタイルにもとづく考え方が増えてきていることなど、地域においてだれもが暮らしやすい環境を整えていくことが、これからのまちづくりにとって重要な課題となっています。

※ビッグデータ：インターネットなどのネットワークを通じて収集される膨大なデータ。情報通信技術 ICT の発展とともに、さまざまな種類および形式で生成されるデータの収集が可能になった。

※SNS：インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。ソーシャル・ネットワーキング・サービス Social Networking Service の略である。

2. 市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、佐賀県東部に位置し、東は神埼郡吉野ヶ里町・三養基郡みやき町に、北は脊振山地を隔てて福岡県福岡市に、南は一級河川である筑後川を挟んで福岡県久留米市・大川市に、西は県都佐賀市にそれぞれ隣接しています。

また、気候は比較的温暖多雨ですが、冬季には山間部では路面凍結や積雪を見るなど、四季の変化がはっきりしています。

市の面積は 125.13km²を有し、地形については、市北部は筑後川水系の城原川・田手川の源流部をなす脊振山を最高峰とする山間地域、市南部はこれらの河川が潤す肥沃な佐賀平野からなる穀倉地帯となっています。

(2) 都市構造

①交通基盤

本市のほぼ中央を JR 長崎本線と国道 34 号が東西に横断し、その北側に長崎自動車道（高速道路）と県道 31 号（佐賀川久保鳥栖線）が並走しています。またこれらと交差して、北部の国道 263 号に繋がる県道 21 号（三瀬神埼線）や県道 46 号（中原三瀬線）、51 号（佐賀脊振線）、南部の国道 264 号とを結ぶ国道 385 号や県道 48 号（佐賀外環状線）などが走り、特に国道 385 号は、福岡都市圏へのエントランスとして期待されます。

このように神崎市は、佐賀市や鳥栖市などの商業圏や佐賀空港まで 20 キロメートル圏内であり、また、福岡都市圏や福岡空港へも短時間でアクセスできる、都市圏の機能分担についても可能な位置関係にあるといえます。

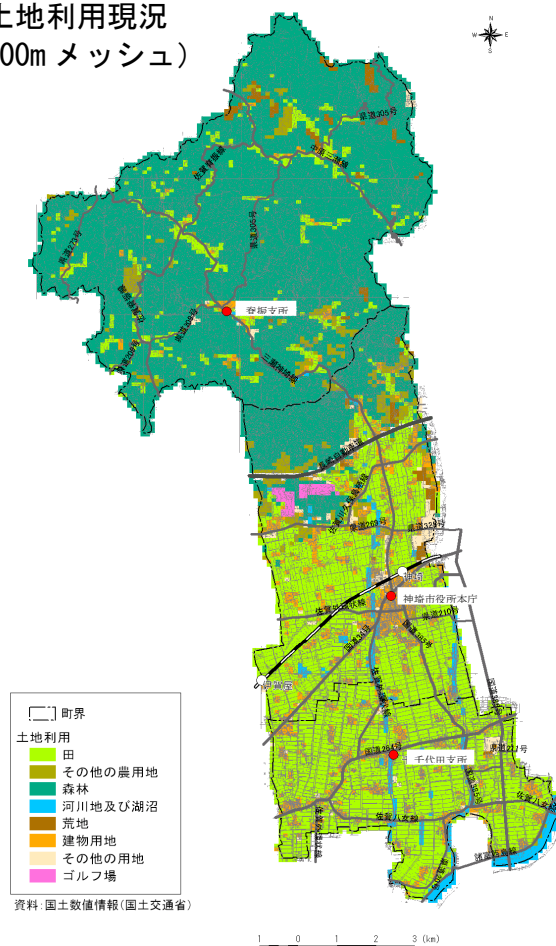
②土地利用特性

市中央部に位置する神埼地域は、都市機能が集積し、中心市街地を形成しています。

市南部に位置する千代田地域は、水田とクリークが広がる農業主体のエリアですが、近年では工場団地等の立地により製造業エリアとしての一面も持っています。

市北部に位置する脊振地域は、豊かな自然環境を活かし、自然に親しむ憩いの場としての機能を有しています。

■土地利用現況
(100m メッシュ)



(3) 人口の特性

①人口・世帯

2015（平成 27）年の国勢調査によると、本市の人口は 31,842 人で、2010（平成 22）年からは 1,000 人を越える減少となりました。2000（平成 12）年まで続いた人口増加も 2005（平成 17）年に減少に転じました。

世帯数は 10,913 世帯で、2010（平成 22）年から 172 世帯増加しました。世帯数は、これまで増加傾向が続いていますが、増加幅は小さくなっています。

世帯当り人員は 2.92 人/世帯と、県平均より高い値を推移していますが、年々縮小しています。

人口減少が進む一方で世帯数は増加していることと、世帯当り人員は減少していることから、核家族化とその縮小の傾向がみられます。

②年齢構成

本市の年齢構成は、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口の割合が減少傾向であるのに対して、65 歳以上の高齢人口割合が増加する傾向にあります。

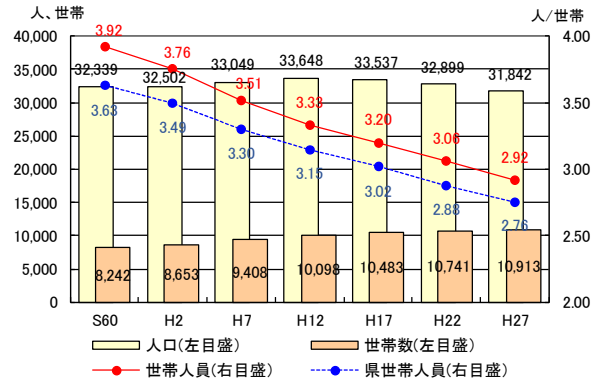
高齢化率は 1995（平成 7）年の 18.5%から 2015（平成 27）年には 28.5%と 10 ポイント上昇しています。

③人口動態

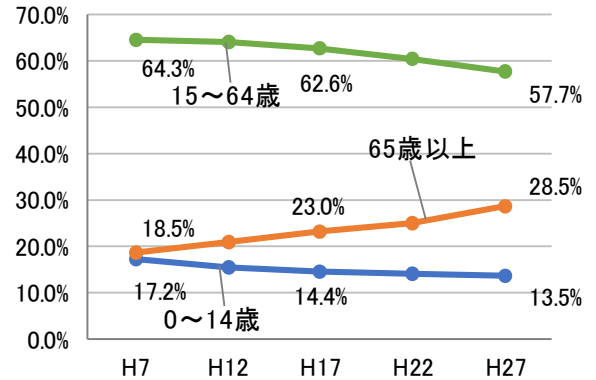
本市の人口動態は、近年減少が続いており、その内訳を見ると、死亡数が出生数を上回る自然減が徐々に拡大傾向にあります。

また、転出者が転入者を上回る社会減となる年次が多くなっています。

■人口・世帯数の推移

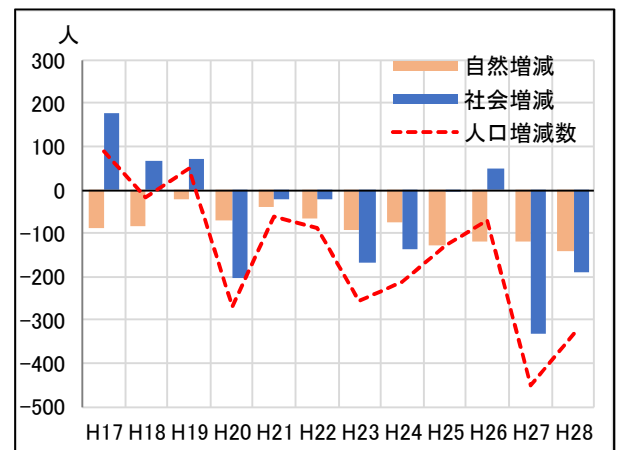


■年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

■人口動態（増減数）の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

④人口の流入・流出

2015（平成 27）年の国勢調査によると、本市の通勤通学による日々の人口流動は 2,224 人の流出超過となっており、本市に居住し、通勤通学は市外へ出ている人の方が、本市へ通勤通学する人よりも多い状況です。

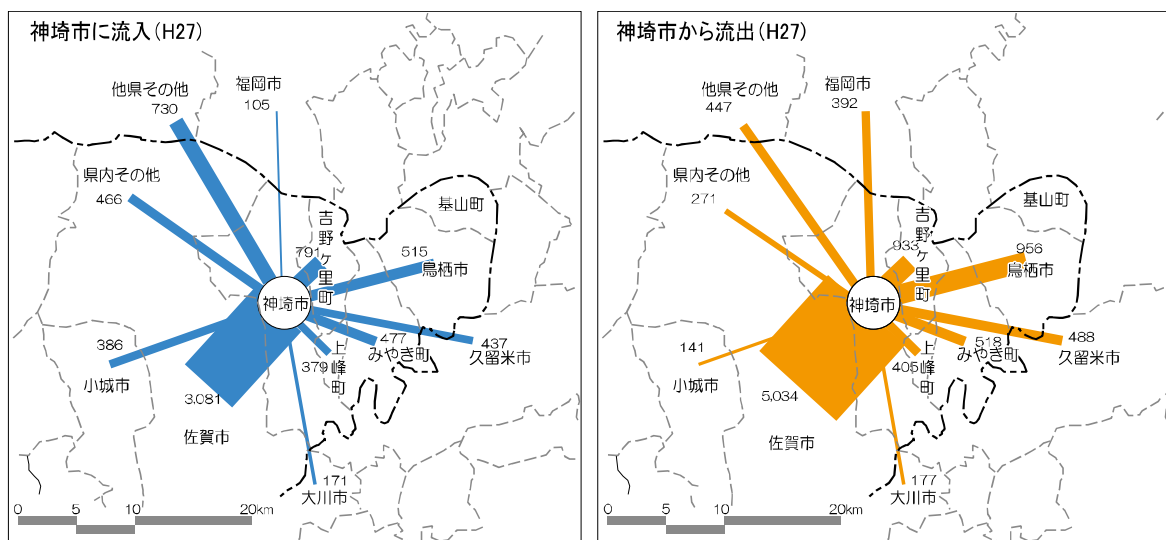
流出先としては、佐賀市、鳥栖市、吉野ヶ里町などの近隣自治体が多く、福岡市や久留米市など県外にも及んでいます。

最も多い流出先は佐賀市で、流出人口は 5,034 人と本市就業人口の約 3 割を占めています。流入人口も 3,081 人と、本市との結びつきが強いといえます。

以上を踏まえると、本市は佐賀市を始めとする県内の隣接自治体のベッドタウンとしての性格を持っており、更に福岡市や久留米市といった県外への通勤通学利便性もある程度認められているといえます。

一方で、流出人口が流入人口を大幅に上回っていることから、市内で通勤通学先を十分に確保できていない状況であり、量と質ともに改善の余地があると考えられます。

■ 流入・流出人口



資料：国勢調査

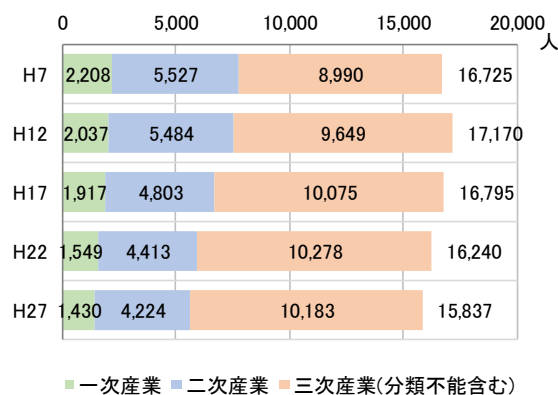
(4) 産業の特性

① 就業構造

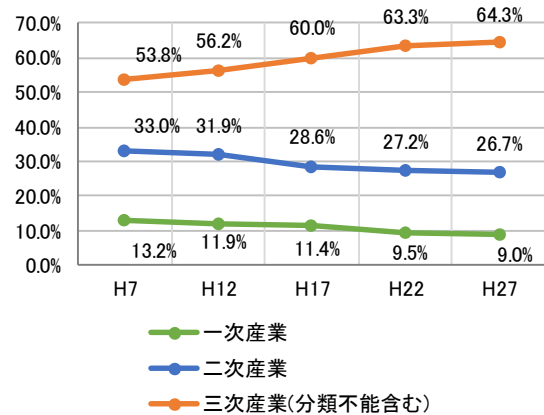
本市の就業人口は増加基調が続いていましたが、2000（平成 12）年の 17,170 人をピークに減少に転じ、2015（平成 27）年は 15,837 人となっています。

産業別就業人口は、第一次産業が減少を続け、2015（平成 27）年には 1,430 人、割合も 9.0%と 10%を割り込みました。第二次産業も減少傾向にありますが、2015（平成 27）年には 4,224 人、割合は 26.7%となっています。第三次産業は、実数、割合ともに増加が続き、2015（平成 27）年には 10,183 人、割合は 64.3%に達しています。

■ 就業人口の推移



■ 就業人口産業別割合の推移



② 農業

資料：国勢調査

2015（平成 27）年の農林業センサスによると、本市の農家数は 435 戸で、2010（平成 22）年から 125 戸減少しています。経営耕地面積は 2,676ha で、2010（平成 22）年から約 400ha 減少しています。経営耕地は、田が 98.6%と大半を占めています。

農業就業人口は 761 人で、2010（平成 22）年から 238 人減少しています。このうち 60 歳以上の割合が 76%と 4 分の 3 を占めており、農業従事者の高齢化が進んでいます。

耕作放棄地の割合は 3.0%（82ha）で、県平均割合の 10.3%を大きく下回っており、県内の他市町と比べると、農地が維持されています。

■ 農業関連指標の推移

	平成22年 a	平成27年 b	増減 b-a	増減 割合
農家数(戸)	560	435	-125	-22%
経営耕地面積(ha)	3,069	2,676	-393	-13%
農業就業人口(人)	999	761	-238	-24%
うち60歳以上率	69%	76%	6%	—
耕作放棄地面積	72	82	10	14%
耕作放棄地割合	2.3%	3.0%	0.7%	—
〃 (県)	9.2%	10.3%	1.1%	—

資料：農林業センサス

※耕作放棄地の割合＝耕作放棄地面積÷（耕作放棄地面積+経営耕地面積）

③商工業

2014（平成 26）年の工業統計における、本市の製造業従業者は 2,750 人、製造品出荷額は 1,008 億円となっています。また、商業統計による商業従業者は 1,476 人、商品販売額は 438 億円となっています。

総人口が県全体に占める割合を目安に、製造業、商業の各値がそれぞれ県全体に占める割合をみると、製造業は従業者数、製造品出荷額ともに人口割合を上回っており、県平均に比べ活発であることがわかります。これは、企業の誘致や立地が進んだ結果であると考えられます。

商業は、従業者数、販売額ともに人口割合を下回っており、特に小売業については、近隣自治体への大型商業施設の立地やまちなか等における空き店舗の増加などが影響していると考えられます。

■平成 26（2014）年の製造業・商業の集積状況

	実績値	対県シェア
総人口	32,007 人	3.8%
製造業従業者数	2,750 人	4.7%
製造品出荷額	1,008 億円	5.8%
商業従業者数	1,476 人	2.7%
商業商品販売額	438 億円	3.0%
小売業商品販売額	196 億円	2.8%

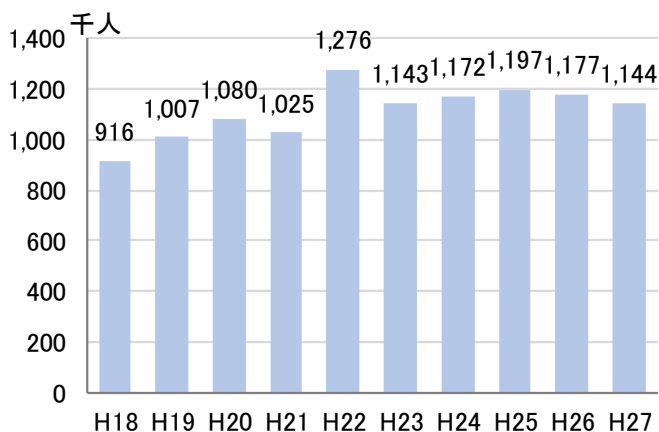
資料：住民基本台帳、工業統計、商業統計

④観光

近年本市を訪れる観光客は、約 120 万人前後で推移しています。

本市の観光の特徴としては、県外客が比較的多い反面、宿泊客が極めて少なく、また一人当たり消費額も非常に少ないことがあげられます。

■観光客数の推移



■平成 27 年度の観光の特性

	神崎市	佐賀県	県内20市町における順位
観光客数	千人	千人	10
	1,144	36,901	
宿泊者率	0.5%	8.3%	16
県外客率	74.9%	66.5%	4
一人当たり消費額	円/人	円/人	19
	623	3,371	

資料：佐賀県観光客動態調査

資料：佐賀県観光客動態調査

※ 平成 23 年・24 年の「宿泊客数」は、観光庁より提供のあった「宿泊旅行統計調査票情報」による推計値。

(5) 財政の状況

本市の直近5か年における決算規模は、歳出総額が145億円から158億円台で推移しています。

主な指標として、比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることを示す「経常収支比率」は90%前後となり合併当初の95%を下回っている状況です。このほか、「実質公債費率」や「将来負担比率」についても安定した財政運営により改善傾向にあります。

また、地方債の残高は、積極的な繰上償還の実施により減少傾向にあり、平成28年度末において146億円。基金残高は、後年度の大型事業等の財源に対応すべく積立を実施してきたことにより増加傾向となっています。

今後も財源の創出・確保及び歳出経費の節減合理化に積極的に取り組み、財政基盤の強化・健全化を図る必要があります。そのためにも、効率的・効果的な事業執行の推進、事業の選択と集中を徹底していくことが重要です。

■ 財政状況の推移（地方財政状況調査）

（単位：千円，％）

年度	2012 (平成 24)	2013 (平成 25)	2014 (平成 26)	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)
①歳入	14,957,583	15,553,182	16,282,541	15,140,571	14,812,029
自主財源額	4,507,713	4,455,768	5,142,463	4,483,251	4,882,454
依存財源額	10,449,870	11,097,414	11,140,078	10,657,320	9,929,575
自主財源比率	30.1	28.6	31.6	29.6	33.0
②歳出	14,508,337	14,971,695	15,859,835	14,510,288	14,522,888
差し引き(①-②)	449,246	581,487	422,706	630,283	289,141
経常収支比率	86.9	89.6	93.1	89.6	91.4
実質公債費比率	15.3	14.4	13.9	13.5	12.5
将来負担比率	74.5	60.0	59.9	31.4	21.0
財政力指数	0.42	0.43	0.43	0.44	0.44
標準財政規模	9,034,662	8,952,382	8,847,675	9,101,610	8,929,037
地方債残高	16,315,593	16,134,646	16,242,646	15,214,509	14,602,055
基金残高	4,690,276	5,246,250	5,241,196	5,504,724	5,988,153

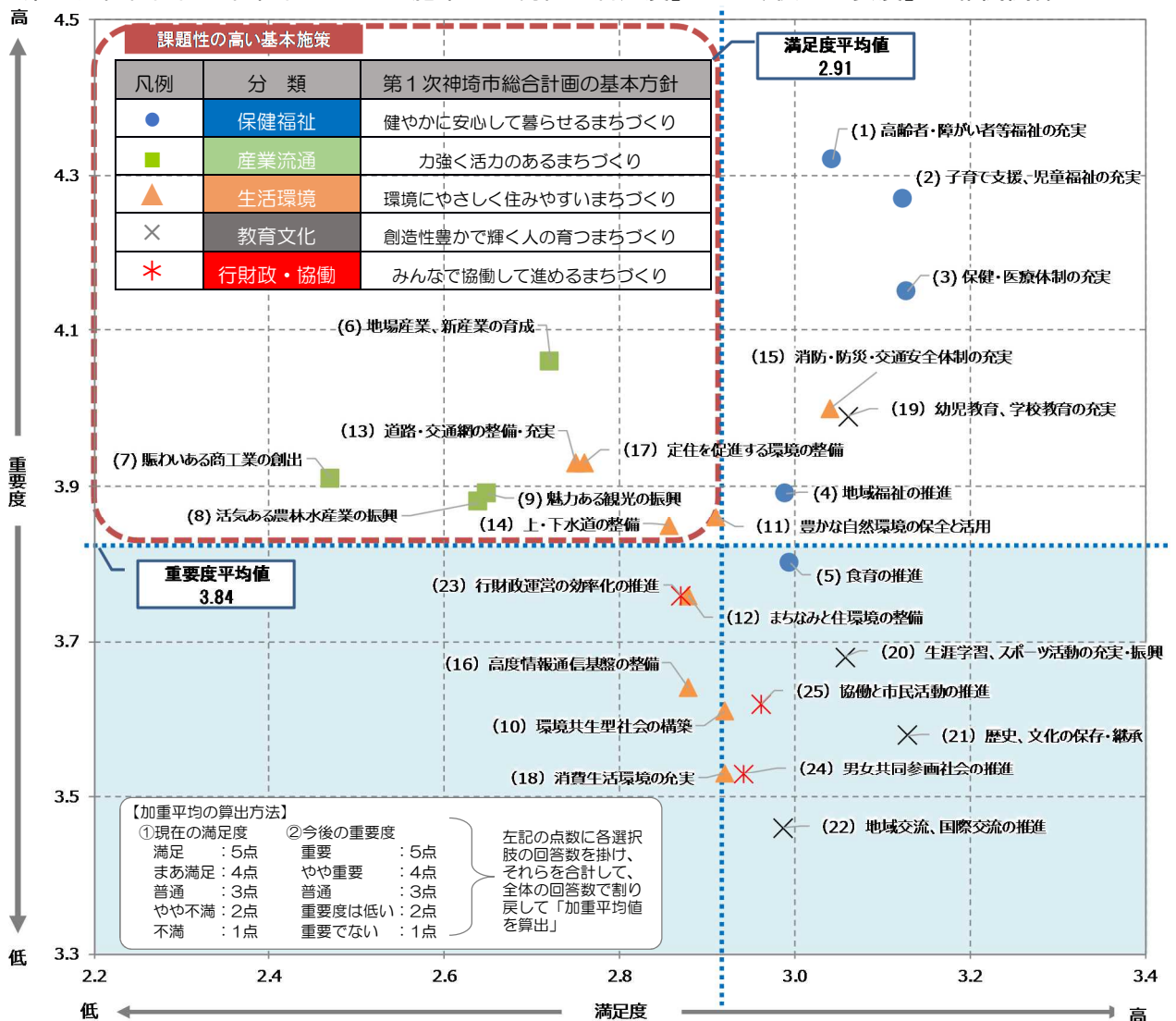
3. まちづくりに対する住民意識

2017（平成29）年8月に実施した市民まちづくりアンケートでは、第1次総合計画に位置づけられている施策について、神崎市に暮らす中での現在の満足度と今後の重要度を尋ね、その結果を加重平均値として点数化し、分析を行いました。

現在の満足度が低いと評価されている施策の下位3つは、「賑わいある商工業の創出」「活気ある農林水産業の振興」「魅力ある観光の振興」の産業流通に関する施策が占め、今後の重要度が高いと評価されている施策の上位3つは、「高齢者・障がい者等福祉の充実」「子育て支援、児童福祉の充実」「保健・医療体制の充実」の保健福祉に関する施策が占めています。

課題性の高い施策（平均より重要度が高く、満足度が低い施策、下図の赤枠部分）としては、「地場産業、新産業の育成」「賑わいある商工業の創出」「活気ある農林水産業の振興」「魅力ある観光の振興」「豊かな自然環境の保全と活用」「道路・交通網の整備・充実」「上・下水道の整備」「定住を促進する環境の整備」の8つの施策があげられています。

■ 第1次総合計画に位置付けている施策の「現在の満足度」と「今後の重要度」の相関関係



4. まちづくりの分野別主要課題

課題1 保健・福祉・医療

- 市民ニーズや時代の変化に対応しながら支援制度、相談体制、サービス提供等のあり方を確立させ、誰もが暮らしやすいまちを形成することが必要です。
- 子どもの数が減少する中で、多様なニーズに応じた子育て支援体制の構築や子ども医療の充実などにより、子どもを産み、育てやすい環境整備が必要です。
- 市内の医療機能の充実を図るとともに、健康づくりへの積極的な支援等による病気の未然防止や重症化予防を図ることが必要です。
- 医療、介護等の社会保障費の増加が今後も見込まれます。

課題2 産業振興・観光振興

- 更なる市内への企業進出を図るとともに、地場産業の育成、支援を強化し、商工業等の振興を図る必要があります。
- 耕作放棄地率は県内水準より低いものの、農業就業者の高齢化や後継者不足は進行しており、担い手農家や新規就農者の育成が求められています。また農地についても適正な集約を図っていく必要があります。
- 本市へのさらなる観光客の増加のため、市内の観光拠点の整備をはじめ、広域的な観光ルートの構築、自然・歴史等の資源を活かした取り組みが必要です。
- 小売業における人口当たり販売額が近隣市町に比べ低水準にあり、購買者が市外へ流出していることから、市内の商業機能の活性化が必要です。

課題3 自然環境・都市基盤・定住促進

- 山並みや河川、豊かな田園などの自然環境の積極的な維持保全が必要です。
- 道路の維持管理、安全性確保、南北縦貫道路等の計画的な施設整備が必要です。
- 高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段を確保するため、公共交通の維持、利用促進に努め、生活利便性の向上をさらに図る必要があります。
- 住環境の向上及び空き家・空き地等の利活用を推進し、地域や民間と連携した移住・定住促進を図ることが必要です。
- 防災、防犯、交通安全の意識向上を図るとともに、災害の未然防止や最小化のための取り組みを行い、安全、安心なまちづくりを進める必要があります。
- 上下水道施設の適正な維持管理による長寿命化を図る必要があります。

課題4 教育・文化・交流

- 学校施設・設備の老朽化に適切に対応するとともに、ICT等を活用することで効果的な学習環境を整える必要があります。
- 外国語教育への対応など、時代に合わせた学力の向上に取り組む必要があります。
- 多様化する生涯学習やスポーツへのニーズに対応できる環境の整備に取り組み、新たな活動機会を創出する必要があります。
- 豊富な歴史資源や伝統文化を次世代に継承するとともに、観光振興や文化交流等に積極的に活用することが必要です。
- 国際交流の取り組みとして、相手国との相互の信頼関係の構築と安定した交流の継続に取り組み、更なる発展を目指す必要があります。また、市内活動として、多文化共生の地域づくりとグローバルな人材育成の推進を図ることが必要です。

課題5 行財政改革・市民参画

- 自主財源が約3割の中、合併特例措置額が平成28(2016)年度から段階的に縮減され2020年度には終了となることから、新たな財源(財政)計画の策定や効率的な財政運営の強化が必要です。
- 事務執行の改善や職員の適正な管理のもと、効率的に業務を遂行するための取り組みが必要です。
- 男女共同参画の取り組みを更に推進し、ジェンダーフリー※についての理解を深めることが必要です。
- 協働のまちづくりの重要性を再認識し、活動内容などの情報発信を強化することでまちづくりへの市民・団体等の参加を促すことが必要です。

※ジェンダーフリー：性による社会的、文化的差別をなくすこと

基本構想

第1章 神埼市の将来像

神埼市は吉野ヶ里遺跡を代表とした県下でも有数の遺跡の宝庫であり、約25,000年前の旧石器時代から人々の営みを確認できる歴史のまちでもあります。

「神埼」の名の由来の一説として、市中心部に位置する櫛田宮の造営により荒ぶる神を鎮め祀ったところ、人々を苦しめた災厄がなくなり幸せになったことから、この地が「神埼郡（かんざきのこおり）」となったと言われています。この伝承が示す「人々が幸福に暮らしている姿」は、どのような時流の変化においても、本市が常に目指していくべきビジョンであると考えます。

また、市民・行政・各種団体等のつながりがさらに発展するように、それぞれが「他人ごと」ではなく「自分ごと」として「まちづくり」を考えることで生まれる絆を神埼市全体に広げ、相互の協力・連携による「協働のまちづくり」を進めていきます。

第2次神埼市総合計画では、市が目指す将来像を次のように定め、その実現に向けて取り組んでいきます。

【神埼市の将来像】

幸せつなごう かんざき

～みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまちを目指して～

【将来像の解説】

自然・歴史・文化を継承している神埼市が、「元気」「楽しさ」「魅力」「喜び」「愛着」「夢」「輝き」など、様々な“想い”を市民の「幸せ」と位置づけ、次世代へこれからも繋いでいくことを目標とする。

また、市民が共に支え合い協働する社会の中で、郷土に誇りを持ち市民全員の笑顔があふれるまちを目指していく。

第2章 神埼市の将来都市構造

神埼市の将来都市構造として、以下のゾーニングの設定及び、拠点、軸の配置を行います。

●土地利用のゾーニングの設定

農業・田園、山林、市街地、工業生産の4つのゾーンを設定します。

概ね長崎自動車道を境に、以南の平野部は水田を主体とした農業・田園ゾーンとします。以北の丘陵地、山地部は、山林主体の山林ゾーンとします。JR 神埼駅周辺は、都市的土地利用がまとまって分布する市街地ゾーンとし、また南部の国道 385号と県道が交差する付近及び長崎自動車道東脊振 IC に接続する県道付近に工場や流通機能の立地を図る工業生産ゾーンとします。

●拠点の配置

中心拠点、地域拠点をそれぞれ配置します。

中心拠点は JR 神埼駅付近の新市庁舎や旧長崎街道沿道の商店街等を含む地区に位置づけ、本市の主要な都市機能が集積したまちの賑わいの中心地としての形成を図ります。

地域拠点は、北部の脊振複合施設を中心とした地区及び南部の千代田庁舎を中心とした地区にそれぞれ位置づけ、北部、南部地域における商業、医療、福祉、コミュニティなどそれぞれの市民の日常生活を支える機能を持った拠点形成を図ります。

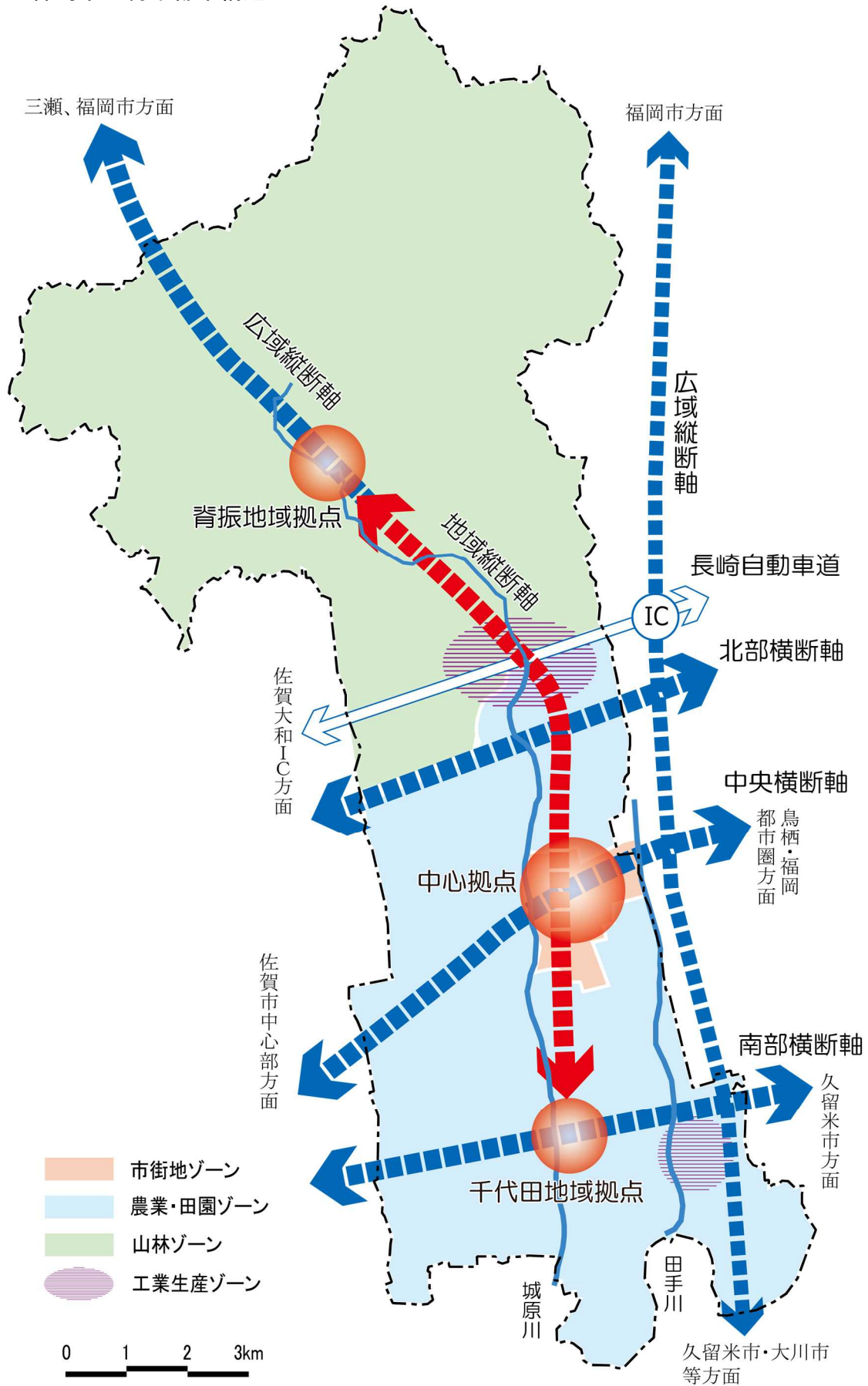
●軸の配置

本市を東西に横断、南北に縦断する道路を軸として配置します。

本市を東西に横断する軸としては、鳥栖市から佐賀市を結ぶ佐賀県の大動脈である国道 34号と JR 長崎本線から構成される中央横断軸、本市の平野部と丘陵地の境界部に位置する県道佐賀川久保鳥栖線及び長崎自動車道から構成される北部横断軸、国道 264号や県道佐賀八女線などから構成される南部横断軸の三つの横断軸を位置づけます。

本市を南北に縦断する軸として、城原川に平行する県道三瀬神埼線や県道佐賀外環状線などから構成される軸を地域縦断軸として位置づけます。また、本市の千代田地域東部及び市域の東を南北に縦断し、長崎自動車道東脊振 IC を経由して福岡市に至る国道 385号を広域縦断軸として位置づけます。

■ 神埼市の将来都市構造イメージ



第3章 神埼市の人口目標

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」とします。）の将来推計人口（2013（平成 25）年推計）によると、本市の人口は今後も減少を続け、今回の総合計画の目標年次である 2027 年には約 29,600 人と 3 万人を割り、高齢化率も 33.6%になると予測されています。

一方、2015（平成 27）年に策定した「神埼市人口ビジョン」では、下記の二つの仮定のもとに、概ね 45 年後の 2060 年の社人研予測値約 20,700 人に対して、市独自推計値として約 24,900 人を目標人口としています。

- 仮定① 合計特殊出生率について、2020 年までに 1.72、2030 年までに 1.8、2040 年までに 2.07 に上昇したのちこれを維持
- 仮定② 人口移動の純移動率について、2020 年までは社人研の人口推計と同じ値とし、2020 年から 2030 年までにゼロに収束

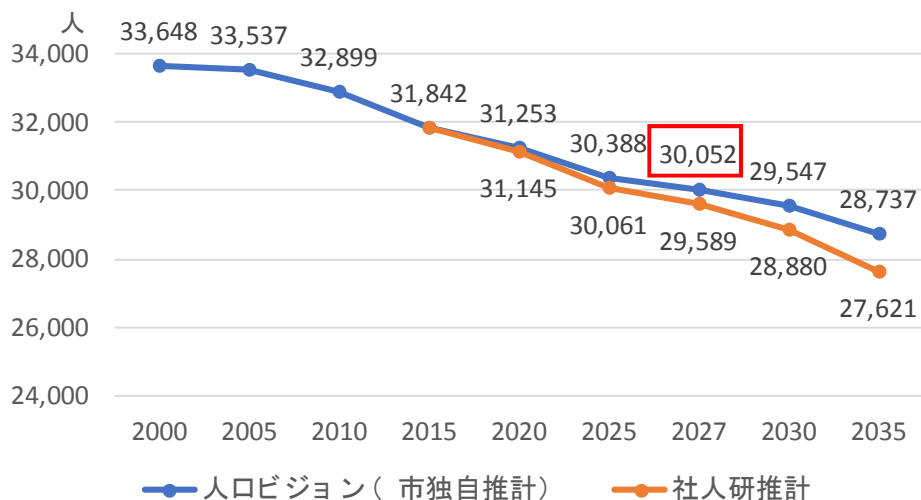
第 2 次総合計画の人口フレームは、この市独自の推計値を用い、本総合計画の目標年次である 2027 年について算定すると概ね 30,100 人となり、これを目標人口として設定します。

■神埼市の将来人口推計

		2015年 国勢調査	2018年 基準年	2027年 目標年	2030年 参考(人口ビジョン)
総人口		31,842 人	31,500 人	30,100 人	29,547 人
年齢 階層別 割合	0～14歳	14%	13%	13%	13%
	15～64歳	58%	56%	54%	54%
	65歳以上	29%	30%	33%	33%

※基準年の値は、平成 27（2015）年国勢調査値と 2020 年人口ビジョン推計値の中間値の概数

※目標年の値は、2025 年、2030 年人口ビジョン推計値の中間値の概数



第4章 神埼市のまちづくりの基本理念

神埼市のまちづくりを進めていく上で、人口減少、少子高齢化及び地域経済縮小などが喫緊の課題として取り上げられます。

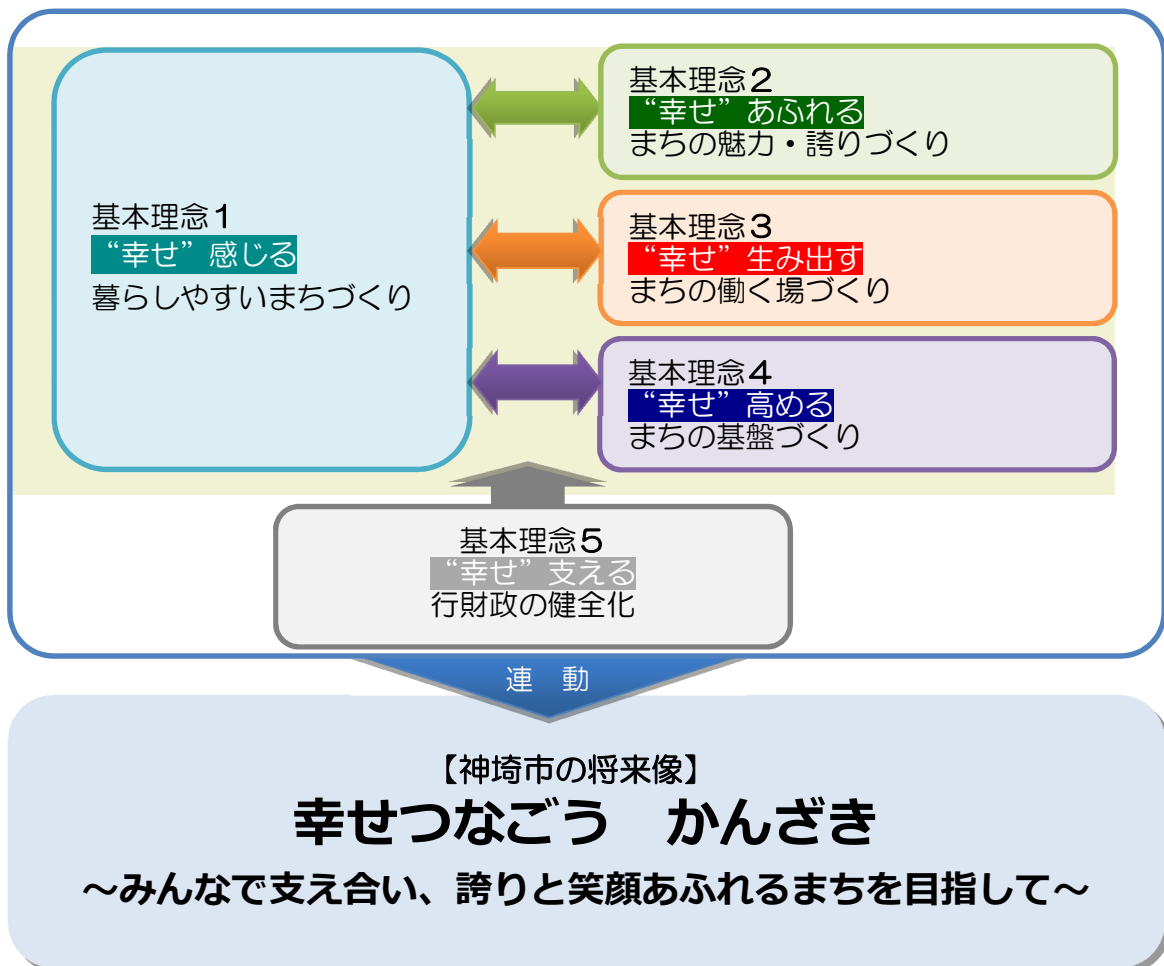
この課題に対応し、前述の人口目標を達成するためには、市民まちづくりアンケートの結果により市民が共通して感じている「暮らしやすさ」を伸ばしながら、その暮らしを支える「働く場」と「まちの基盤」を今後も維持、強化するとともに、市民一人ひとりが本市で暮らしていることに誇りを持ち、その「神埼らしい魅力」を発信することが必要です。

それらを行うためにも、市の規模や特性に応じた行財政の健全化・運営は、まちづくりにおける重要な要素として求められています。

以上を踏まえ、今後10年の神埼市のまちづくりの考え方として、5つの基本理念を掲げます。

これらの基本理念を連動させてまちづくりを進めることにより、市民一人ひとりが神埼市で暮らすことへの“幸せ”を実感できるように、将来像の実現を目指します。

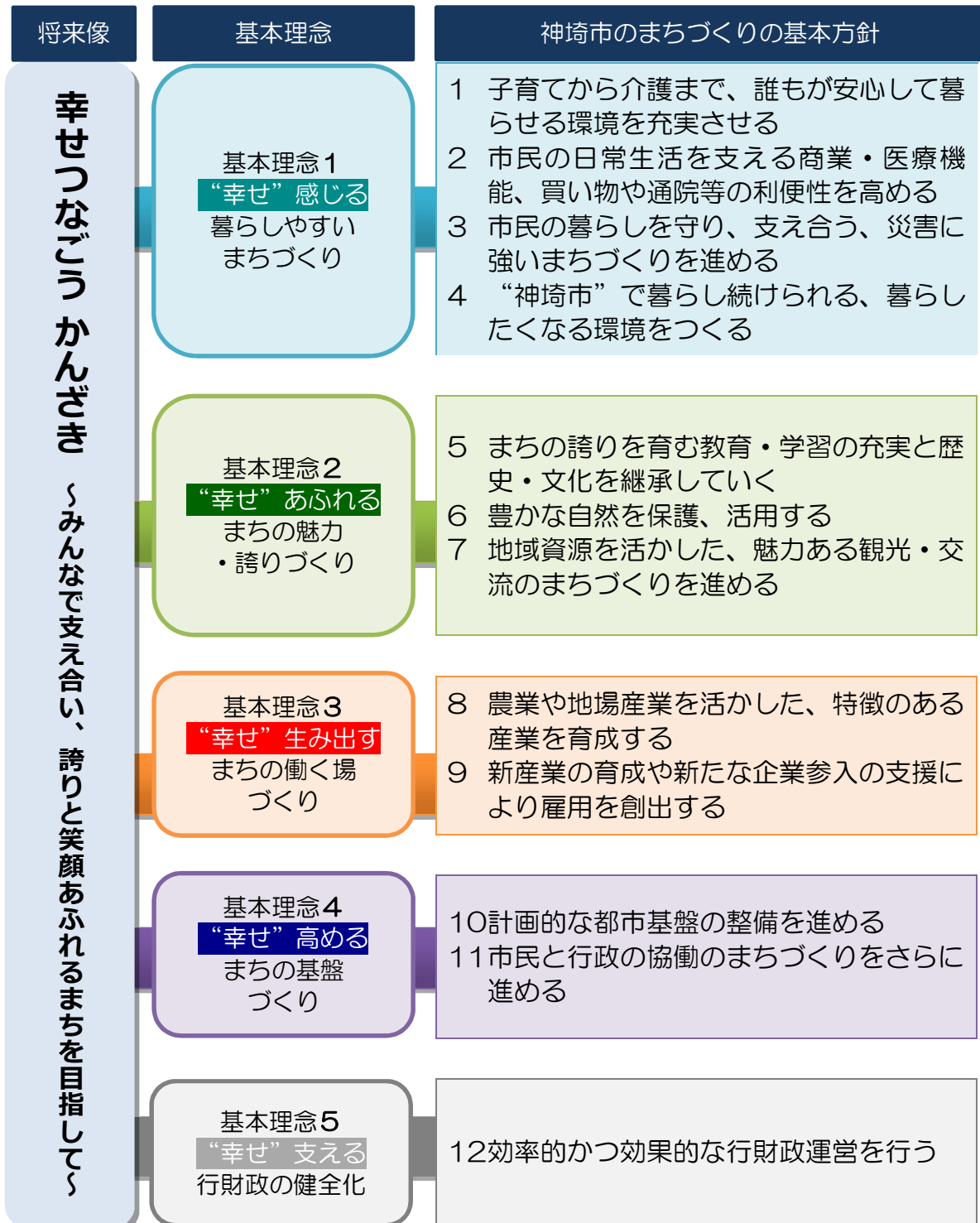
■神埼市のまちづくりの基本理念の位置づけ



第5章 神埼市のまちづくりの基本方針

第4章に位置付けた5つの基本理念に基づき、これからの神埼市のまちづくりを進める上での12の基本方針を掲げます。

■神埼市のまちづくりの基本方針の体系



【基本理念1 “幸せ”感じる 暮らしやすいまちづくり】

基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる

医療・保健・介護・福祉・保育が一体となって協力、連携し、それぞれの事業所や団体、各地区の拠点等をつなぐネットワークを構築することで、子育てから介護まで、地域での見守り、支え合いの中で、誰もが生きがいを持ち、元気で健やかに暮らし続けられるまちを目指します。

基本施策

- (1) 高齢者福祉の充実
- (2) 子育て支援・児童福祉の充実
- (3) 地域福祉の推進
- (4) 保健・予防・健康づくり、食育、スポーツ活動の推進

基本方針② 市民の日常生活を支える商業・医療機能、買い物や通院等の利便性を高める

日常生活に必要な商業機能、医療機能が享受できるように、各事業者との連携を図るとともに、買い物弱者、交通弱者対策として地域公共交通の充実と新たな交通サービスの展開を行い、皆が暮らしやすいまちを目指します。

基本施策

- (1) 身近な商業機能強化
- (2) 医療機能の確保
- (3) 地域公共交通の充実

基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める

多様化している災害等に対応するため、災害に強い公共施設等や拠点整備を図るとともに、平常時から地区消防団を中心とした地域一体で支え合う防災のまちづくりを進め、安心・安全なまちを目指します。

基本施策

- (1) 消防・防災機能の強化
- (2) 防犯・交通安全の強化
- (3) 消費生活環境の保全

基本方針④ “神崎市”で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる

住環境整備として、空き家等の利活用の推進と若者世代等の移住・定住の促進を図り、暮らしたくなるまちを目指します。

また、「かんざき暮らし」のきっかけとなる出会いの場の提供や創出に取り組み、移住・定住に結びつくまちを目指します。

基本施策

- (1) 住環境整備、空き家等対策
- (2) 移住・定住促進対策の充実
- (3) 出会いの場の提供、創出

【基本理念2 “幸せ”あふれる まちの魅力・誇りづくり】

基本方針⑤ まちへの誇りを育む教育・学習の充実と歴史・文化を継承していく

ICT等の時代のニーズに対応した教育環境の充実を図るとともに、幼児、児童及び生徒の健全な育成を図ります。また、歴史・文化を知り、学び、伝える機会を年齢に関係なく設けることで、市民一人ひとりが誇りを持って本市の魅力を語り継ぐことができるまちを目指します。

基本施策

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の推進
- (3) 歴史・文化の継承

基本方針⑥ 豊かな自然を保護、活用する

背振山から筑後川までの多様な自然環境を引き続き地域とともに守り、その豊かな環境資源を再生可能エネルギー等として活用を図り、自然環境の保護と活用のバランスが取れたまちを目指します。

基本施策

- (1) 環境共生・資源循環の推進
- (2) まちなみ・クリーク・公園・自然環境の保全・活用

基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める

本市の自然と歴史の中で創り上げられた地域資源を磨き、特色ある観光資源として活用することで人の流れ（周遊）や交流を創出するとともに、それらの資源を神埼の魅力として全国に情報発信し、「行きたくなる、また来たくなるまち」を目指します。

基本施策

- (1) 観光拠点の機能強化、充実
- (2) 観光振興策の充実
- (3) まちの情報発信・シティセールス[※]の強化
- (4) 地域交流・イベントの強化
- (5) 国際化の推進

【基本理念3 “幸せ” 生み出す まちの働く場づくり】

基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する

本市の基幹産業である農業や、神埼そうめんをはじめとした地場産業等の担い手の確保、育成を図るとともに、各事業者や関係者との連携の中で特産品の開発や、神埼ブランドの確立等を進め、地域産業が活躍するまちを目指します。

基本施策

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 地場産業・伝統産業の振興
- (3) 地産地消、特産品開発の推進
- (4) まちなか活性化

基本方針⑨ 新産業の育成や新たな企業参入の支援により雇用を創出する

企業立地用地の確保と企業進出を推進することによって雇用を生み出すとともに、新たな産業育成、創業支援等により市内産業の活性化を実現します。

基本施策

- (1) 企業誘致の推進
- (2) 新産業育成・創業支援の強化

※シティセールス：都市（まち）の持つ魅力の見える化、イメージアップ、情報発信力向上等により、最終的に定住人口、交流人口を増加させ、まちの活性化を図る取組みのこと。

【基本理念4 “幸せ” 高める まちの基盤づくり】

基本方針⑩ 計画的な都市基盤の整備を進める

道路等の公共施設については、計画的な事業実施と適正配置を促し、効率的かつ効果的な整備・改善を進めることで、財政規模にあった持続可能なまちを目指します。

併せて、施設等の整備・改善にあたっては、ユニバーサルデザイン*の導入により誰でも安全に利用できる構造を実現します。

基本施策

- (1) 道路整備
- (2) 上・下水道整備
- (3) 高度情報通信基盤整備
- (4) 公共施設の適正配置

基本方針⑪ 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める

これからのまちづくりを支える貴重な「人財」として、誰もが参画、活躍できる市民協働の機会を積極的に提供するとともに、各地域のコミュニティの維持、活性化を図るため、地域内、地域間で支え合いながら、子どもから高齢者まで世代を超えて交流し、絆のあるまちを目指します。

基本施策

- (1) 市民活動支援・拠点づくり
- (2) 地域の絆・コミュニティづくり
- (3) 市民参画・協働の機会の提供
- (4) 男女共同参画の推進

【基本理念5 “幸せ” 支える 行財政の健全化】

基本方針⑫ 効率的かつ効果的な行財政運営を行う

事務事業の徹底した見直しや職員のスキルアップ等により、事務の効率化及び市民サービスの向上を図るとともに、財源の確保、使用料等の受益者負担の適正化、市税等の滞納の縮減等により、財政の健全化を図り、安定した行財政運営が実現できるまちを目指します。

基本施策

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 事務の効率化、組織のスリム化
- (3) 職員の育成、意識改革
- (4) 財政の健全化

*ユニバーサルデザイン：多種多様な要因によってユーザーを差別化せず、誰もが共有可能な状態を実現する製品や環境のデザインを意味する。

基本計画

基本理念 1

“幸せ” 感じる

暮らしやすいまちづくり

	基本施策
【基本方針①】 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる	1. 高齢者福祉の充実 2. 子育て支援・児童福祉の充実 3. 地域福祉の推進 4. 保健・予防・健康づくり、食育、スポーツ活動の推進
【基本方針②】 市民の日常生活を支える商業・医療機能や、買い物や通院等の利便性を高める	1. 身近な商業機能強化 2. 医療機能の確保 3. 地域公共交通の充実
【基本方針③】 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める	1. 消防・防災機能の強化 2. 防犯・交通安全の強化 3. 消費生活環境の保全
【基本方針④】 神崎市で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる	1. 住環境整備、空き家等対策 2. 移住・定住促進対策の充実 3. 出会いの場の提供、創出

基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる 環境を充実させる

医療・保健・介護・福祉・保育が一体となって協力、連携し、それぞれの事業所や団体、各地区の拠点等をつなぐネットワークを構築することで、子育てから介護まで、地域での見守りや支え合いの中で、誰もが生きがいを持ち、元気で健やかに暮らし続けられるまちを目指します。

■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○合計特殊出生率（ベイズ推計値）	1.56	⇒	1.72
○1年以内に健診・人間ドックを受けた者の割合	71.8% (平成25年度)	⇒	受診率15%UP (90%)
○高齢者の生きがいと健康づくりのためのふれあいサロンの参加者数・回数	1,963人／年 102回／年 (平成26年度)	⇒	

写真等

写真等

■市民の声

神埼市の魅力

- 高校生まで子どもの医療費の補助があるなど、子育て支援が充実している。
- 待機児童がない。
- 学童の整備が充実している。
- 小学校に給食があり、冷暖房も完備している。
- 高齢者マンションがある。
- 介護施設や高齢者施設が充実している。

神埼市の課題

- 色々な制度があっても周知が足りていない。
- 山間部の脊振地区は色々限界がある。
- 児童館が充実していない。
- 高齢者や障がい者にやさしさが足りない。
- 義務教育でも教育にお金がかかる。
- 母親がくつろげる場所がない。
- 病後保育や18時以降の延長保育、企業内（工場）保育など、保育制度の充実度が足りない。
- 子どもを遊ばせる公園や世代間で交流するスペースなど、コミュニティスペースがない。

神埼市がよりよいまちになるために

- 高齢者が運動したり交流の場になるような、プールや運動施設を作る！
- 子育て支援を充実させる！（児童館の整備、働く女性・子育て家庭のサポート）
- 子どもから高齢者まで、様々な世代が集える憩いの場を作る！

市民参加型で取り組むこと

- 運動施設ができれば、積極的に利用する。
- 運動サークル等の情報発信（種類、場所、時間）を行う。
- 子どもの預かりなど、地域協働（助け合い）に取り組む。

【基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる】

基本施策 1 高齢者福祉の充実

① 現状・課題

本市の高齢化率は、住民基本台帳ベースですでに 30%をこえる水準に達しています。また、75 歳以上の後期高齢者人口も上昇を続け、すでに 65 歳から 74 歳人口を上回ってさらに増える勢いです。これとあわせ、ひとり暮らしの高齢者や介護保険制度の要介護、要支援認定者数も増加する中で、高齢者が抱える問題も多様化、複雑化しています。

こうした中、本市では、地域包括支援センターによる事業や佐賀中部広域連合と連携して進めている包括的な支援施策を推進し、横断的な連携の中で、高齢者の日常生活の自立支援を図っています。

また、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」のもと、地域包括ケアシステム深化・推進のため、人と人とが支えあう地域づくりを進め、長寿と健康寿命が重なり合うように予防を重点的に取り組んでいます。

今後は、地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築し、高齢者のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ることが必要となっています。

さらに、高齢者の在宅生活の継続のため、移動手段や買い物支援への取組みが急務となっています。

② 取組み方針

- ◇ 高齢者一人ひとりが住み慣れたまちでいつまでも健やかに安心して生き生きと暮らすことができるよう、「地域で支え合う仕組みづくり」「健康づくりと介護予防の推進」「自立と安心につながる支援の充実」を基本方針とし、高齢者の通いの場づくりや高齢者の暮らしを支える相談・支援体制の構築、就労機会の創出などを図ります。
- ◇ 介護が必要になったとしても、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、地域社会や各関係機関と連携し、実情に応じたサービスの提供や支援を行います。
- ◇ 認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう認知症ケア体制の整備を行います。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○後期高齢者医療広域連合との連携による医療・保健の各種事業の実施及び適正な事務処理、財政運営の推進	後期高齢年金係
○データヘルス（データ分析に基づく保健事業及び医療費適正化）の推進	後期高齢年金係
○在宅生活の高齢者への支援及び介護者の負担軽減のための支援の実施	地域支援係
○介護予防や認知症予防のための普及・啓発及び介護予防教室の拡充	地域支援係
○高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進	地域支援係
○高齢者の生活支援・介護予防サービスに関する体制の整備	地域支援係
○在宅医療・介護連携の推進	地域支援係
○地域包括支援センター（おたっしや本舗）による介護保険サービスや高齢者福祉サービスなどの総合相談機能の充実	地域支援係
○認知症ケア体制の整備	地域支援係
○要支援者等に対する介護予防ケアマネジメント等による高齢者の自立支援の推進	地域支援係 介護予防支援係

【基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる】

基本施策2 子育て支援・児童福祉の充実

① 現状・課題

少子化や出生率の低下、女性の社会進出、男女共同参画などの社会の変化に伴い、子育てしやすい環境の確保が我が国の大きな課題となっています。

平成 27 年度に子ども・子育て支援制度がスタートした中で、本市においては、子育て支援センターを中心とした相談体制・育児支援の充実、自主的な育児サークル活動の推進等を図ることにより、様々な支援を行っています。さらに、子育てにかかる経済的負担の軽減のため、保育料負担額の軽減化に加え、平成 29 年 4 月から医療費助成を高校生等まで（0～18 歳）に拡充し、併せて県内医療機関は現物給付による助成を開始しています。

本市では現在 10 園の保育園（公立、私立）が運営されており、近年は保育所の利用希望者が増えるとともに、延長保育、一時預かり保育、障がい児保育など保育ニーズが多様化しています。その流れの中で、周辺市町における様々な形の保育園の開所が進んでおり、保育士の確保が困難になってきています。

また、多様な家族形態、ライフスタイルに加え、DV 被害による命の危険、離婚の増加、ネグレクトや子どもの貧困など、子育てを取り巻く問題も多様化しており、これまで以上に行政、学校、地域、保育園、こども園などの機関が協力連携していくことが求められています。

今後、国の施策に沿った普遍的な行政サービスとともに、市民相互の「支え合い」を行い、さまざまな悩みを相談・解決できる場、機会をつくることで、「子育てするなら神崎市」を目指す必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 子育て支援センターを拠点として、子育て相談・居場所・仲間づくりや悩み等の解決、子育てに関する人材の育成を行うなど、子育てネットワークの形成を行い、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。
- ◇ 神崎市の未来を担う子ども達の健全な育成のため、保護者との信頼関係を大切にしながら、地域から頼られる保育園づくりを行うとともに、待機児童の抑制及び、保育サービスの充実と安定、保育の質の向上を図ります。
- ◇ 0 歳から 18 歳までの医療費助成を維持できるよう財源の確保を行い、子どもの医療費助成事業の継続に取り組みます。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○子育て支援センター（ひだまりの会）等による各種子育て支援の取組みの充実	社会福祉係
○子育て相談体制の充実	社会福祉係
○保育所等による保育サービスの充実	社会福祉係
○老朽化した保育施設の改修の促進	社会福祉係
○青少年の健全育成の推進	社会教育係
○乳幼児医療費の助成等の出産、子育てのための経済的支援の実施	社会福祉係
○妊婦健康診査、乳幼児健康診査（3～4 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診）の受診勧奨及び継続的フォローの実施	母子保健係
○母子保健推進協議会の新たな会員の発掘及び活動内容の充実	母子保健係
○放課後児童クラブ、放課後子ども教室の継続及び安定的な運営の実施	社会教育係

【基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる】

基本施策3 地域福祉の推進

① 現状・課題

本市における身体障害者手帳所持者数は、人口の4.82%でそのうちの74%を65歳以上の高齢の方が占めています。また、療育手帳所持者数は人口に占める割合は0.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者数の人口に占める割合は0.45%となっています。人口の約6%が何らかの障がいを抱えているため、障がいの程度などの実情にあわせ、給付事業や地域生活支援事業を行っています。今後も支援を継続するとともに、市民に対する啓発を進め、障がい者差別解消の推進に取り組むことが必要です。

また、生活保護受給者数については、近年、横ばいで推移しており、対人口の保護率は県の平均保護率に比べ相対的に少ない状況です。その一方で、近年、パートナー間におけるDV被害や離婚相談への対応や自殺対策、貧困対策など、地域福祉の役割が多様化しています。生活保護世帯については、就労による自立の促進のために就労支援をきめ細く行い、地域福祉全体としては、市民生活における安心を支えるセーフティネットとして機能していくため、関係機関との緊密な連携や相談体制の充実、市民の協働による支え合いを実現していくことが必要です。

なお、地域福祉に係る施策は、マンパワーにゆだねられる側面が大きく、身近な相談者となれる人材の確保、育成、就業環境の充実など人材の確保に向けた取組みが急務となっています。

② 取組み方針

- ◇ 障がいのある人も住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りができるよう、障がい者の就労支援、社会参加の促進に加え、障がい者やその家族の不安を軽減する相談体制の充実、生活支援等を推進します。
- ◇ 個人や家庭では解決することが難しい様々な問題に対応するため、自助、共助、公助による地域ぐるみで支え合う、皆が笑顔になる地域社会の構築を目指します。
- ◇ 生活困窮者の保護及び将来における自立の助長を図るとともに、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援等により貧困の連鎖防止に取り組みます。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○佐賀地区自立支援協議会設置圏域（佐賀市・神崎市・吉野ヶ里町）における関係機関と連携した障がい者の地域生活支援の推進	障がい者福祉係
○生活困窮者の自立支援（相談・助言、就労、家計管理、子どもの学習等の支援）の推進	生活福祉係
○地域福祉計画の策定及び推進	社会福祉係
○社会福祉協議会、民生児童委員協議会の運営支援	社会福祉係
○災害時の避難における要援護システムの拡充	社会福祉係

【基本方針① 子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる】

基本施策4 保健・予防・健康づくり、食育、スポーツ活動の推進

① 現状・課題

妊娠期からお年寄りまで全ての市民が生涯を通じていつまでも健康で生き生きとした生活を送るためには、ライフステージの特徴に合わせて市民自らが日頃から健康に留意し、栄養バランスのとれた規則正しい食生活、適度な運動を行い、休養をとる、飲酒や喫煙を控える、ストレスを軽減するなど、日常生活習慣をより健康的なものに改善していくことが基本です。

本市では、食生活改善推進協議会や西九州大学等の関係機関と連携し、健診、生活習慣病予防、食の大切さ等についての啓発活動や、健康増進のための適度な運動、スポーツ活動など、様々な取り組みを行ってきています。

保健・予防・健康づくりにおいては、市民が健康に関心を持ち、健康な生活を続けるため、様々な支援や啓発などを今後も進めることが必要です。

食育においては、「食」と「食文化」等への関心を高め、神崎市にふさわしい特色ある食生活習慣を普及させることが必要です。

スポーツ活動においては、その種類、幅広い年齢層の参加など多様化が進んでいるため、市民一人ひとりがいつでも、どこでも、誰もがスポーツを楽しむことができる活動の場の確保や適切な指導者の育成などが必要とされています。

② 取り組み方針

- ◇ 市民一人ひとりが自身の健康への関心を持って生活習慣を振り返り、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図ります。
- ◇ 高齢になってもいつまでも元気に生活できるよう、若いうちから健康診査、がん検診等の受診を勧奨し生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防並びに重症化予防への取り組みを推進します。
- ◇ きらりかんざき食育プラン（第2次食育推進基本計画）に基づき、食を通じた市民の健康づくりや食文化等を活かした地域活性化を促進します。
- ◇ 市民の健康づくりの推進のため、各地域におけるラジオ体操や歩こう会等の推進に加え、手軽な軽スポーツ等の普及を図ります。
- ◇ スポーツ施設の改善、不足の解消、スポーツ教室の充実を図るとともに、各種競技における指導者育成に取り組めます。

■主な取り組み・事業等

主な取り組み・事業等	担当部署
○こころの健康づくり及び自殺予防の取り組みの推進	健康増進係
○健康増進教育・相談の推進	健康増進係
○食生活改善推進協議会や西九州大学と連携した食育・食生活改善の推進	健康増進係
○健康診査の受診勧奨及び健康診査に基づく保健指導の充実	健康増進係 国保医療係
○国民健康保険の安定的な財政運営	国保医療係
○さが桜マラソンの後援の継続	スポーツ振興係
○スポーツ大会等上位大会出場者への助成の実施	スポーツ振興係
○神崎市体育協会の運営支援	スポーツ振興係
○神崎市長旗全国選抜中学生剣道大会の実施	スポーツ振興係
○平成35年度のさが国体（仮称）に向けた取り組みの推進	スポーツ振興係

基本方針② 市民の日常生活を支える商業・医療機能や、買い物や通院等の利便性を高める

日常生活に必要な商業機能、医療機能が享受できるように、各事業者との連携を図るとともに、買い物弱者、交通弱者対策として地域公共交通の充実と新たな交通サービスの展開を行い、皆が暮らしやすいまちを目指します。

■数値目標

指標名	現状	5年後の目標 (2022年)
○既存の公共交通機関の確保維持率 ＜民間路線バス・神崎市巡回バス・脊振通学バス（平成26年度）＞	⇒	100%
○公共交通の利用人数	⇒	

写真等

写真等

■市民の声

神埼市の魅力

- 医療機関が充実しており、選択できる。
- 健康診断や医療費の助成が充実している。
- 高校生までの子どもの医療費が無償である。
- 医療施設が選択できる。
- 道路・交通網が優れており、自動車移動の利便性が高い。

神埼市の課題

- 夜間診療に課題あり。
- 商店街に昔の賑わいが無い。
- 商店の商品品ぞろえが良くない。
- 地域商工業の後継者が不足している。
- 巡回バスの本数が満足でなく、高齢者等は交通弱者となっている。
- 主要道路はいいが、地域内の道路は利便性が高くない。
- 市内に買い物ができる場所が欲しい。

神埼市がよりよいまちになるために

- 巡回バスを充実させ、交通弱者を救済する！
- 食料品や日用品の巡回販売車を走らせる！

市民参加型で取組むこと

- 巡回バスのルートと時刻表を見直す。
- 販売車運行のために商工会の協力を得るため協議する。
- デマンドタクシーなど、個別対応できる交通手段も検討する。

【基本方針② 市民の日常生活を支える商業・医療機能や、買い物や通院等の利便性を高める】

基本施策1 身近な商業機能強化

① 現状・課題

生鮮食料品や日用品などの身近な店舗は、市民の日常生活を支える機能を有しており、買い物を通したコミュニティの場としての役割も担っています。しかし、郊外型大型店の立地や商店等の経営者の高齢化や後継者の不足などからこれまで市民の生活を支えてきた身近な商店等が減ってきています。その結果、市内での日々の買い物には車の利用が欠かせない状況となっており、徒歩圏内に商店等がない地域においては、買い物弱者が増えてきています。

アンケート調査では、住んでいるところから「できれば移りたい」、「早く移りたい」と答えた人の理由の第一位が「食品や日用品の買い物に不便だから」となっており、市民にとって暮らしよさを向上させる上で身近な商業機能の充実が大きな課題となっているといえます。

このため、一定のまとまりを持った店舗の立地促進やこれを利用するための公共交通の充実、あるいは移動型店舗の検討など、それぞれの地域に応じた対策について検討を行う必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 商業機能を有する市内既存企業について、魅力ある店舗づくりやそのための施設整備、後継者育成等の各種支援を行うとともに、地元購買の促進を図ります。
- ◇ 中心市街地における歩道の確保や駐車場の充実など、買い物しやすい環境づくりを行います。
- ◇ 地域の生鮮食品を販売するマルシェや地域が経営する商店、商店街等との連携による巡回スーパーマーケットや宅配の実施など、買い物弱者対策のための各種事業を実施します。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○神崎市商工会等の関係機関と連携した商工業振興の事業展開や経営に関する相談、各種融資制度の充実	商工観光係
○市内中小企業の育成	商工観光係
○商工業後継者の確保・育成	商工観光係
○買い物弱者対策の実施	●●

【基本方針② 市民の日常生活を支える商業・医療機能や、買い物や通院等の利便性を高める】

基本施策 2 医療機能の確保

① 現状・課題

本市には、平成 28 年 10 月現在病院 3 箇所(うち救急告示病医院 1 箇所)、一般診療所 33 箇所、歯科診療所 14 箇所の医療施設がありますが、人口当たり医療施設が県平均に比べて少ない状況です。医療施設の新規立地を促進するとともに、既存医療施設における医療機器の更新、新規導入等を促進し、医療機能の充実を図ることが必要です。脊振地域については、脊振町複合施設建設にあわせて診療所機能の維持、強化を図ることが必要です。

また、高齢化の進行、特に後期高齢者の急増などを背景に、救急医療や休日医療、高度医療など医療に対するニーズも多様化しており、限られた医療資源の中で効率的なサービス提供が必要です。

医療費の適正化及び健康寿命延伸のための健診については、平成 28 年度の特定健診率が 36.1%と、国の目標である 60%を大きく下回っている状況にあり、多様な生活スタイルに応じた健診の実施、受診の促進が必要です。

本市の国民健康保険の被保険者数については年々減少していますが、医療の進歩と高額な調剤や治療の増加の影響等により、一人当たりの医療費は年々増加しています。国民健康保険財政の健全な運営を行うためにも、特定健診等による病気の未然防止を促進し、医療費を抑制することが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 県が策定する医療計画において二次医療圏として医療機関の分業がなされるため、計画に添った施策の実施と、市内医療機関と連携した健康についての積極的な啓発を図ります。
- ◇ 一次医療機関への支援を強化し、かかりつけ医、かかりつけ薬局を推進します。
- ◇ 脊振診療所は、脊振町複合施設建設にあわせて複合施設へ統合する予定となっているため、過疎計画に基づき、統合の機会に医師の要望等を勘案しながら計画的に医療機器の更新、新規導入を進め、医療機能の充実を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○脊振診療所における計画的な医療機器の更新、新規導入の実施	神崎市国民健康保険脊振診療所
○ジェネリック医薬品の使用促進	国保医療係
○健康診査の受診勧奨及び健康診査に基づく保健指導の充実【再掲】	国保医療係
○在宅医療・介護連携の推進【再掲】	地域支援係
○データヘルス（データ分析に基づく保健事業及び医療費適正化）の推進【再掲】	後期高齢年金係
○後期高齢者医療広域連合との連携による医療・保健の各種事業の実施及び適正な事務処理、財政運営の推進【再掲】	後期高齢年金係

【基本方針② 市民の日常生活を支える商業・医療機能や、買い物や通院等の利便性を高める】

基本施策3 地域公共交通の充実

① 現状・課題

現在、市民の主な移動手段は自家用車という状況ですが、高齢化の進行により運転しない（できない）人の増加も見られ、自家用車がなくても誰もが自由に移動できる環境が求められています。

本市の公共交通は、JR 長崎本線、路線バス及び市が運営する巡回バスから構成されています。JR 神埼駅は、一日平均の乗車人員が県下の JR 駅の中で6番目に多い駅となっていますが、そのうちの8割が定期客で占められていることから通勤通学客の利用が多いと見込まれます。路線バスは、国道、県道を中心とした幹線道路を路線として運行されていますが、赤字路線も多いことから生活交通路線維持費補助金による市内路線バスへの運行補助を行うことにより、地域住民の交通手段の確保を図っています。

また、公共交通不便地域の住民を対象に市内巡回バスが運行しており、平成27年10月のルート改正を経て現在に至っているものの、利用状況や社会情勢を勘案し、今後、運行ルートの見直しや他の運行形態への変更等の検討が必要となっています。

② 取組み方針

- ◇ 鉄道や路線バス、巡回バスの維持、運行改善、乗換機能、接続性の向上など、市民の日常生活に必要な地域公共交通の充実や維持改善、利便性向上に向けた取組みを進め、最適な総合公共交通体系を確立します。
- ◇ 公共交通不便地域の住民や運転免許証自主返納者等の交通弱者等の外出時の移動手段を確保するため、最適な交通手段、サービスについて提供を行います。
- ◇ JR 神埼駅への特急・快速電車の停車に向けて協議を行うとともに、通勤通学等に加え、観光レクリエーションの起点として一般客の利用の増加に向けた取組みを進めます。

■主な取組み・事業等

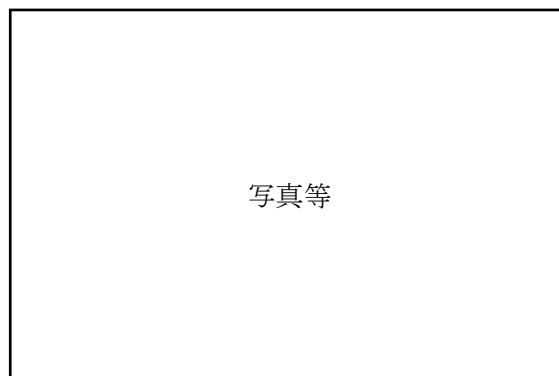
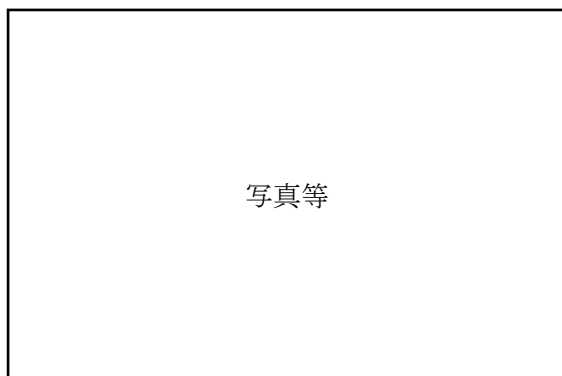
主な取組み・事業等	担当部署
○神埼市巡回バス（神埼コース、千代田コース）の維持、利便性向上	企画係
○路線バスの維持、改善	企画係
○脊振地域における巡回バスの運行の継続	教育総務係

基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める

多様化している災害等に対応するため、災害に強い公共施設等や拠点整備を図るとともに、平常時から地区消防団を中心とした地域一体で支え合う防災のまちづくりを進め、安心・安全なまちを目指します。

■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○消防団充実のための消防団員の確保数	985人 (平成26年度)	⇒	970人
○自主防災組織の結成・活性化による自主防災組織数	105組織	⇒	115組織 (平成31年度までに)
○住宅の耐震化率		⇒	概ね解消 (平成37年度)



■市民の声

神埼市の魅力

- 消防団が多い。
- 今後 10 年間のまちづくりでは、安全・安心なまちづくりに特に力を入れたい。

神埼市の課題

- 河川整備があまり進んでいない。
- 特に千代田迎島など、南部地域は水害の恐れがあるのに、避難路が確保されていない。
- 城原川と田手川は水害のおそれがある。

神埼市がよりよいまちになるために

- 特に高齢者が安心して暮らせるまちであり続けるために、防災や防犯を重視したまちづくりに取り組む！

市民参加型で取り組むこと

- 災害が起こった際に行政と市民の協働ができるような体制作りを行う。

【基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める】

基本施策 1 消防・防災機能の強化

① 現状・課題

平成 23 (2011) 年の東日本大震災、平成 28 (2016) 年の熊本地震、平成 29 (2017) 年の九州北部豪雨など、近年多くの災害が発生し、多くの人命や財産が失われました。とりわけ、九州北部豪雨は、距離的に近くまた地形条件も類似していることから、洪水や崖崩れに対する市民の不安が高まっています。アンケート調査においても、今後力を入れるべき分野として「安全・安心のまちづくり」が「福祉のまち」に続く第 2 位となっています。

本市では、平成 28 年度にハザードマップ改訂版の全戸配布を行ったほか、防災行政無線をはじめとする各種システムの構築、急傾斜地の崩壊防止対策、市が管理する公共土木施設の防災対策を進めています。

筑後川等の治水対策については、城原川ダム建設や河川整備、避難所の確保などにより、人的、物的被害の抑止に向けた対応を図っています。

また、本誌の消防、防災体制を強化するため、地域防災の中核を担う消防団員の確保に加え、自主防災組織の設置、育成を進めています。

今後も安全・安心のまちづくりを進めるため、市民の防災意識や地域防災力の向上を図るとともに、地震、山間部での土砂災害、平地部での浸水等の被害の未然防止や最小化のための各種整備等を進めることが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 各種計画を基本に、消防・防災体制の整備を図り、関係機関との連携を密に的確な情報把握等を行うとともに、防災行政無線やケーブルテレビ等による市民への的確な防災情報伝達の充実を図ります。
- ◇ 防災情報伝達手段や災害時等の行動の周知により、情報を受け取る側の意識の向上を図ります。
- ◇ 市民の防災意識を高める学習の場、各種研修会、防災訓練などの開催により、地域防災力の向上を図ります。
- ◇ 「自助、共助、公助」という考えに基づき、地域防災の核となる自主防災組織の確立・強化、地域防災の担い手の育成を図ります。
- ◇ 城原川の治水対策（洪水調節）のため、城原川ダムの期完成を目指し、国・県との連携により、水没予定地区住民の生活再建対策や、ダム周辺地域の活性化を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○クリークの防災機能保全対策の推進	農村整備係
○耐震改修促進計画の見直し及び推進	建設管理係
○消防・防災施設等の計画的な更新	消防交通係 防災係
○消防・防災体制の整備・充実（消防団員の確保、資質向上）	消防交通係 防災係
○防災のための新たな情報伝達手段の確保・充実	防災係
○防災のための研修会、講演会及び防災訓練の開催	防災係
○防災マップの作成及び見直し	防災係
○地域で組織する自主防災組織の育成強化	防災係
○急傾斜地崩壊防止対策の実施	建設 2 係
○準用河川 4 河川及び普通河川における環境に配慮した整備の実施	建設 2 係
○城原川ダム建設に伴う生活再建対策、地域振興策の推進	ダム対策係
○適正な森林整備による流域の水源かん養機能や山地災害防止機能の維持増進	林業振興係

【基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める】

基本施策 2 防犯・交通安全の強化

① 現状・課題

佐賀県は人口 10 万人あたりの交通事故発生件数が全国で 5 年連続ワースト 1 になっており、神崎市は県内でもワーストで推移しています。

ワースト 1 の脱却に向けては、神埼警察署や関係機関との連携を図りながらガードレール・カーブミラー等の整備、通学路合同点検など交通事故防止に関する様々な取組みを実施し、今後も事故多発箇所のある場所、時間帯、事故の種類、年齢層などの特性に応じた対策が必要です。

防犯に関しては、平成 22 年度から市内に「安全なまちづくり専門員」を配置し、専門的知識をもって防犯等に取り組むとともに、平成 29 年には犯罪被害者等支援条例を制定し、関係機関との連携・協力による犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すための総合的な支援に取り組んでいます。今後もこの取組みを継続することが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 市民の防犯に対する意識向上のための学習の場を提供するとともに、防犯設備の充実を図り、安心して生活できるまちづくりを実現します。
- ◇ 犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻せるよう関係機関と連携・協力し、総合的支援を行います。
- ◇ 警察や関係機関と連携し、交通事故の防止または抑制するための施策を推進することで、交通安全意識とマナーの向上を図り、住みやすいまちづくりを実現します。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○交通安全の広報啓発活動の強化及び交通指導員の確保と資質向上	消防交通係
○関係機関と連携・協力した防犯・犯罪被害者への総合的支援の実施	消防交通係
○ガードレールの整備等による交通安全対策の充実	建設 2 係
○防犯活動の推進及び防犯施設の整備促進	建設 2 係

【基本方針③ 市民の暮らしを守り、支え合う、災害に強いまちづくりを進める】

基本施策3 消費生活環境の保全

① 現状・課題

近年、悪徳商法、振り込め詐欺、かたり商法など、手口が巧妙化し、被害の範囲が広域化しています。

そのため、警察や県、周辺市町等と連携し、情報提供・収集を行いながら対策を進める必要があります。

また、本市には、消費者グループが1組織あり、消費生活の安全確保のための取組みを進めています。

この消費者グループを市全体に広げ、その充実に向けた支援を行うとともに、消費者意識の啓発や、消費生活相談の充実を図り、消費者保護を強化することが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 消費生活の安全を確保し、消費者保護を図るため、消費生活相談や消費者意識の啓発を行います。
- ◇ 高齢者等を含め消費者トラブルに巻き込まれないようにするため、消費生活相談窓口や、消費者ホットラインの周知を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○各関係機関等との連携による消費者保護の推進	商工観光係
○消費者グループへの支援の継続	商工観光係
○消費者相談員を活用した消費者トラブルの救済	商工観光係
○消費生活に関する情報の提供及び消費者意識の啓発	商工観光係

基本方針④ “神崎市” で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる

住環境整備として、空き家等の利活用の推進と若者世代等の移住・定住の促進を図り、暮らしたくなるまちを目指します。

また、「かんざき暮らし」のきっかけとなる出会いの場の提供や創出に取り組み、移住・定住に結びつくまちを目指します。

■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○不動産業者との連携による空き家・空き地情報登録制度の活用促進による登録件数		⇒	20件／年
○婚活支援事業の実施によるマッチング数	2件 (平成27年度)	⇒	3件
○神崎市が「住みやすい」と感じる方の割合	86.3% (平成29年度 第2次総合計 画市民アンケート調査)	⇒	

写真等

写真等

■市民の声

神埼市の魅力

- 人が良い。
- 生活していて不便はなく、県内で比較すると暮らしやすいと思う。
- ほぼすべてが充実している。

神埼市の課題

- 情報発信ができていないので空き家の活用が進まない。
- 人口が減っているのに、あまり市外の人を積極的に受け入れていない。
- 学校生徒数が減少している。
- 若者を呼び込める住宅がない。

神埼市がよりよいまちになるために

- 生活しやすい環境をアピールして外から人を増やす！
- 空き家・古民家を活用した移住定住促進に力を入れる！

市民参加型で取り組むこと

- 佐賀市と組んで福岡への通勤者の移住定住を促進する。
- 古民家を再利用する。
- 地元から市外へ通学する若者に教育補助を出す。

【基本方針④ 神崎市で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる】

基本施策 1 住環境整備、空き家等対策

① 現状・課題

住宅・住環境については、少子・高齢化の進行、家族構成の変化、生活様式の多様化などに伴い、市民のニーズは、単に住戸規模の拡大にとどまらず、住宅のバリアフリー化や新しい住宅設備、環境共生への対応など、住宅の質の向上へと変化しています。加えて、高齢者等が地域に安心して住み続けられるように、住宅セーフティネットとして住宅を確保することが求められています。

本市の空き家は、平成 20 年から 25 年にかけて大きく増加し、空き家率が県下で 2 番目に高く、とくに賃貸用住宅の空き室が多いことが本市の特徴となっています。

本市では、平成 29 年 4 月に「神崎市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」を定めるとともに「神崎市空家等対策計画」を策定しており、今後はこれに沿って、空き家の適切な管理の促進、空き家やその跡地の活用の促進等を図ることが必要です。

本市が所有する市営住宅については、公営住宅 294 戸、若者定住住宅 20 戸の合計 314 戸であり、このうち公営住宅は、大半が昭和の時代に建設されています。適正な維持管理に努めるとともに、段差解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者に配慮した改修を進めるほか、住宅困窮者に対して低家賃で良質な住宅供給を行う必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 自然と歴史の中で形成されてきた住宅・住環境と新たな住宅に対するニーズなどの変化を踏まえ、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する本市のあり方を定めた住生活基本計画を策定し、その計画に位置付けた方針に基づき、安心して生活できる住宅、住環境づくりを進めます。
- ◇ 神崎市公営住宅等長寿命化計画を見直し、老朽化した公営住宅の建替えや長寿命化など、必要に応じた施策を実施します。
- ◇ 神崎市空家等対策計画に基づき、所有者による適切な管理の促進、相談対応など、空き家等の状況に応じた対策を関係部局、関係機関と連携を図りながら取り組みます。
- ◇ 空き家、空き地等を地域の資源として、情報のデータベース化（空き家・空き地バンク等制度）を図り、所有者と利用者のマッチングや有効な利活用を行います。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○空き家等対策計画に基づく調査、取組みの推進	防災係
○住生活基本計画の策定及び事業推進	建設管理係
○公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の修繕、改善、建替等の推進	建設管理係

【基本方針④ 神崎市で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる】

基本施策2 移住・定住促進対策の充実

① 現状・課題

本市は、佐賀市に隣接し、また福岡市や久留米市にも通勤可能な利便性に優れた立地条件にあります。このような好条件を活かしていくためには、その受け皿となる生活環境の向上や就業の場の確保をはじめ、総合的な環境整備を進める必要があります。

本市の農林業や中小企業においては、担い手や後継者の不足が大きな課題となっており、産業自体の存続のためにも就労支援を推進するとともに、神崎で働く若者の定着のため、魅力的な産業としての情報提供や体験学習、マッチングなど様々な取組みを進める必要があります。

また、本市では、定住促進住宅取得補助金や空き家改修費助成事業補助金、空き家・空き地バンク制度等の各種支援を設け、特に若者世代の定住の促進を図っています。今後はこれらの制度について広く情報発信を行い、内容の周知を行うこと及び、神崎市への定住、移住を利点として捉えてもらうような新たな施策の検討が必要です。

② 取組み方針

- ◇ 移住、定住促進のための住宅取得支援の更なる充実と、若者や移住者への賃貸補助などの生活支援により、神崎市で暮らし続けられる、暮らしたくなるような環境づくりを行います。
- ◇ 空き家・空き地、市営・民間住宅等の情報に加え、移住・定住の各種支援策の情報を広く発信し、本市への移住定住の利点としてPRします。
- ◇ 企業誘致等による雇用の創出に加え、市内や周辺地域の雇用情報の提供、関係機関と連携した職業訓練の場の確保等により市内における就労支援を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○市内企業求人情報の発信	企業立地・支援1係 企業立地・支援2係
○市内の住宅取得者への支援による移住・定住の促進	企画係
○佐賀職業能力開発促進センターとの連携による就労支援及び市内企業への定着化	商工観光係

【基本方針④ 神崎市で暮らし続けられる、暮らしたくなる環境をつくる】

基本施策3 出会いの場の提供、創出

① 現状・課題

晩婚化や未婚化の解消を図るため、「結婚したい」と思う人に出会いや交流の場を提供する婚活事業を実施していますが、単なる出会いの場の提供だけでは無く、イベントをきっかけとして神崎市への定住を考えてもらえるような内容の検討が必要です。

② 取組み方針

◇ 婚活イベント等の開催を継続・拡充し、地域や職業、性別の枠を越えた若者の交流を促進することで、市内での若者同士の出会いの場・機会を提供するとともに、神崎市への定住を促すしかけを意識した事業内容の充実を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○「結婚したい」と思う人への出会いや交流の場の提供	企画係

基本理念 2

“幸せ” あふれる

まちの魅力・誇りづくり

	基本施策
【基本方針⑤】 まちの誇りを育む教育・学習の充実と神埼市の歴史・文化を継承していく	1. 学校教育の充実 2. 生涯学習の推進 3. 歴史・文化の継承
【基本方針⑥】 神埼市の豊かな自然を保護、活用する	1. 環境共生・資源循環の推進 2. まちなみ・クリーク・公園・自然環境の保全・活用
【基本方針⑦】 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める	1. 観光拠点の機能強化、充実 2. 観光振興策の充実 3. まちの情報発信・シティセールスの強化 4. 地域交流・イベントの強化 5. 国際化の推進

基本方針⑤ まちへの誇りを育む教育・学習の充実と歴史・文化を継承していく

ICT 等の時代のニーズに対応した教育環境の充実を図るとともに、幼児、児童及び生徒の健全な育成を目指します。また、歴史・文化を知り、学び、伝える機会を年齢に関係なく設けることで、市民一人ひとりが誇りを持って本市の魅力を語り継ぐことを目指します。

■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○神崎市に「愛着を感じている」と感じる方の割合	77.1% (平成29年度 第2次総合計画 市民アンケート調査)	⇒	85%以上 (平成31年までに)
○神崎市の歴史・文化資源などを活かしたふるさとづくりによる交流人口(観光客数)	10万人 (平成24年度) 8.2万人 (平成26年度)	⇒	12万人/年
○神崎塾講座など講座・研修受講者	276人 (平成26年度)	⇒	1000人/年



■市民の声

神埼市の魅力

- 長い歴史と文化がある。
- 下村湖人など出身著名人もおり、生家などゆかりの文化財も保存されている。
- 旧町ごとの特性ある伝統行事がある。
- 子ども達だけが参加する祭りや行事が残っている。
- 九年庵で歴史教育を行っている。
- 電子黒板やタブレットなど、学習用情報端末の導入・整備が速い。
- エアコン導入や耐震工事を実施しており、学校施設がしっかりしている。
- 少人数で質の高い学校教育を行っている。
- 脊振は小中一貫教育を行っている。

神埼市の課題

- 歴史・文化教育のための図書館の質が不十分である。
- 民俗の後継者が不足している。

神埼市がよりよいまちになるために

- 地域の情報の収集・発信拠点として、歴史や文化の学びの場として、図書館を充実させる！

市民参加型で取り組むこと

- 観光・歴史・自然ボランティアを育成する。
- SNS を活用する。
- 文学散歩を周知させる。
- 西九州大学の留学生との交流を行う。

基本施策 1 学校教育の充実

① 現状・課題

平成 29 年 5 月 1 日現在、本市内には小学校 7 校、中学校 3 校があり、小学校には 1825 人の児童、中学校には 852 人の生徒が通っています。

少子化により、児童・生徒数が減少している中で、小・中学校では、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮しながら、学校規模の適正化に取り組む必要があります。

学校教育環境については、老朽化に伴う校舎の改修工事や ICT 教育環境の整備を計画的に行っており、今後も継続して進めることが必要です。

学校給食については、調理場での集中調理を行っており、郷土料理の提供や地場産食材の積極的な活用などを今後も継続して進めることが必要です。

脊振地域で運行している通学バスについては、児童・生徒数が減少し、一人あたりのバスの運行費用が多額になっていることから、効率的、経済的な運行についての検討が必要です。

また、市内の教職員の資質向上や本市についての学びのため、教師塾を行っており、今後もこの取り組みを維持、強化する必要があります。

② 取り組み方針

- ◇ 平成 32 年度（2020 年度）からの新学習指導要領への対応と着実な実施に向けた学校教育の充実への取り組みを行います。
- ◇ いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、不登校や問題行動を減らすため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、学校適応指導教室の充実を図ります。
- ◇ 学校施設の長寿命化に向けた整備計画の継続及び、快適な教育環境づくりのための各学校のトイレ洋式化の推進、ICT 教育環境の充実を図ります。
- ◇ 地域との連携のもと、郷土教育（文化、伝統行事等）の充実を図り、神埼を愛し、誇りに思う人材の育成を行います。
- ◇ グローバル社会に対応する人材育成に向けた異文化交流を継続するとともに、外国語教育に力を入れ、児童・生徒の学力向上及び教員の指導力の向上に取り組めます。
- ◇ 安心・安全な学校給食の提供を通じて、地産地消、食育の推進を図り、地域への愛着、食の大切さ、感謝の心を育み、子ども達の健やかな成長に寄与します。

■主な取り組み・事業等

主な取り組み・事業等	担当部署
○「子どもマイスター」「優秀子ども学芸員」を認定等の神埼・ふるさと学習の充実	教育指導係
○学校教員を対象とした教師塾の継続開催	教育指導係
○学校適応指導教室の拡充	教育指導係
○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による児童・生徒の支援	教育指導係 教育総務係
○学校施設の必要な修繕、改修及び備品整備の実施	教育総務係
○脊振地域から通学する高校生、専門学生等の通学費助成の継続	教育総務係
○学力向上、生徒指導に対する学校支援の推進	教育総務係
○小・中学校の ICT 教育環境の整備及び推進	教育総務係
○小・中学校の英語教育の推進	教育総務係
○地場産食材の積極的活用等による学校給食の充実	学校給食係
○学校給食の供給体制、調理機器等の充実	学校給食係

【基本方針⑤ まちへの誇りを育む教育・学習の充実と神埼市の歴史・文化を継承していく】

基本施策2 生涯学習の推進

① 現状・課題

少子高齢化への進行や高度情報化の急速な展開など社会環境の変化が著しい中で、生涯学習に対するニーズは多様化・高度化しています。

本市では、中央公民館の改修を終え、これからは図書館移転や社会体育施設の老朽化対策などのハード面の取組みが必要となっています。

ソフト面では、市内三箇所に設けられた図書館の相互連携、各種教室・講座の実施、文化・サークル等各種団体の育成、活動支援などを実施しており、今後も継続、強化に努め、学習機会を充実させることが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 多様化・高度化する生涯学習の需要に対し、学校、家庭及び地域が相互に理解しあい、綿密な連携を図ることを推進します。
- ◇ 生涯学習に関する諸条件の整備と特色と魅力ある各種教室・講座の充実に努め、自主的・自発的な生涯学習をめざす社会教育の総合的推進を図ります。
- ◇ JA 会館への移転及び脊振町複合施設建設により、図書館機能の拡充を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○公民館等での各種教室・講座の充実	社会教育係 中央公民館係
○文化・サークル等各種団体の育成、活動支援	社会教育係 中央公民館係
○自治公民館の新築及び全面改築への助成の実施	中央公民館係
○図書館の移転及び蔵書の充実	図書館係
○市民の読書意欲の高揚と読書活動（家読モデル事業）の推進	図書館係
○大倉精神文化研究所附属図書館との姉妹図書館の交流提携	図書館係
○神埼塾講座、神埼まちあるき、古文書講座などの各種講座の継続開催	歴史文化振興係

【基本方針⑤ まちへの誇りを育む教育・学習の充実と神埼市の歴史・文化を継承していく】

基本施策3 歴史・文化の継承

① 現状・課題

神埼市で暮らすことの価値やその良さを実感する上で、市の歴史や文化を知ることが重要です。

本市では、平成28年度から神埼市史の編さんをスタートしており、これまで合併前の旧三町村に分かれていた町村史の総合的な編さんを進めています。

同時に、市内にある歴史・文化遺産を活かしたまちづくりを進めるため、歴史文化遺産を柱とした各種地域資源のデータベース化や歴史まちづくり遺産の登録制を進めており、市民の地域への愛着を醸成するとともに、市民が神埼を知り、守り伝える、内外に語り伝える人を育て、市民が生体となって取り組むまちづくりを継続的に展開することが必要です。

また、本市の大切な歴史・文化資源である姉川城跡や旧古賀銀行神埼支店をはじめとした文化財の保存・活用や、伊東玄朴、吉田絃二郎、下村湖人などの郷土の偉人の顕彰等を行っており、これらを市内外へ発信することで、本市の魅力を再確認するとともに、観光振興、交流のまちづくりにつなげることが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 神埼市歴史文化遺産を活かしたまちづくり基本計画の後期5年間として各種取組みを行います。
- ◇ 郷土の歴史・文化の継承に向けて、歴史的建造物の保存、各地域の祭り・伝統行事・芸能等の保存・継承、郷土の偉人の顕彰、各種団体の取組みへの支援や小中学校と連携した啓発活動に取り組めます。
- ◇ 神埼の歴史文化資料の適正な収集・保管・公開・活用を図る歴史資料館や収蔵保管施設の整備を計画的に進めます。
- ◇ 本市の誇りと魅力である歴史・文化・自然遺産等をまちづくりの重要な資源と捉え、本市の魅力として市内外に発信します。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○各地区や保存団体による市内指定文化財の維持管理の促進	文化財係
○市全体及び指定文化財個別の保存活用計画の策定	文化財係
○県指定史跡「伊東玄朴旧宅」の老朽化対策の実施	文化財係
○国史跡姉川城跡の保存・活用	文化財係
○国登録有形文化財「旧古賀銀行神埼支店」に隣接する敷地への便益施設の整備	文化財係
○文化財サインの新規整備及び既存サインの修理の実施	文化財係
○文化財収蔵庫の整備及び適切な保管・管理・活用	文化財係
○伊東玄朴をはじめとした郷土の先覚者の顕彰	社会教育係
○神埼市史の編纂、刊行	市史編纂係
○神埼市歴史まちづくり登録制度の推進	歴史文化振興係
○地域伝統文化の伝承と後継者育成	歴史文化振興係

基本方針⑥ 豊かな自然を保護、活用する

脊振山から筑後川までの多様な自然環境を引き続き地域とともに守り、その豊かな環境資源を再生可能エネルギー等として活用を図り、自然環境の保護と活用のバランスが取れたまちを目指します。

■数値目標

指標名	現状	5年後の目標 (2022年)
○温室効果ガスの削減目標		⇒ 40%削減 (2030年度までの国の目標値)を勘案して設定
○環境活動(清掃活動等)の参加者数		⇒

写真等

写真等

■市民の声

神埼市の魅力

- 山や川、麦畑とクリークの景観が美しい。
- 特に仁比山地区の自然環境は素晴らしい。
- 四季の景観は自慢。
- 城原川は蛍の名所。

神埼市の課題

- 市の中央を貫流する城原川の河川整備は早く進めるべき。

神埼市がよりよいまちになるために

- クリークや田園が広がるのどかな風景は神埼市の財産。自然を活かしたまちづくりを行う！

市民参加型で取り組むこと

- 自然環境の改善と保全を進める。

【基本方針⑥ 神埼市の豊かな自然を保護、活用する】

基本施策1 環境共生・資源循環の推進

① 現状・課題

環境共生・資源循環については、当市だけの問題でなく、地球温暖化の進行やエネルギー資源・水資源・天然資源の枯渇など、課題は国際的に山積しています。

本市では、神埼市地球温暖化対策実行計画に沿って、温室効果ガス排出量の削減に努めています。また、公用車の電気自動車化、公共施設への太陽光発電装置の設置を進めるとともに、ゴミのリサイクルに取り組んでおり、地域における資源やエネルギーの循環を今後も継続、強化することが必要です。

さらに、環境の美化活動の一環として環境研修会やクリーン作戦を実施しており、今後も継続することが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 地球温暖化対策実行計画や災害廃棄物処理計画、一般廃棄物基本計画の策定を行い、これらの計画に基づき取組みを進めます。
- ◇ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動に取り組む、ごみ減量化、再資源化を推進します。
- ◇ 地球温暖化対策及びエネルギー問題への対応のため、本市の資源を活かした再生可能エネルギーの導入や間伐材等を利用したバイオマスの事業展開を図るとともに、公共施設における使用エネルギーの抑制やグリーン購入を推進します。
- ◇ クリーン作戦を始めとする環境美化活動の推進に加え、市民意識の向上を図るため、環境教育、啓発活動や、市民や事業所の環境配慮活動への支援等を行います。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○市の事務・事業における地球温暖化対策実行計画の策定及び実行	生活環境係
○環境美化活動の推進	生活環境係
○災害廃棄物処理計画の策定	生活環境係

【基本方針⑥ 神埼市の豊かな自然を保護、活用する】

基本施策2 まちなみ・クリーク・公園・自然環境の保全・活用

① 現状・課題

本市は、脊振山系の山並みや城原川等の河川、クリークが特徴的な豊かな田園景観など、変化にとんだ自然環境を有していることが特徴です。これらの自然環境を良好な形で次世代に残すため、今後も地域と連携してその保全、活用を進める必要があります。

仁比山公園、水車の里遊学館、高取山公園、横武クリーク公園、神埼中央公園など本市の特色を活かした個性ある公園があり、市民に親しまれていますが、一部施設に老朽化や損傷が見られ、安全な利用を確保するために、計画的にきめ細かい整備を行う必要があります。

また、本市には、旧長崎街道沿道をはじめ、歴史的な建造物やまちなみが現存しており、景観に配慮した建物や公共空間の整備などを積み重ね、身近な生活空間おける景観の質的向上を図る必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 本市の自然環境を守りながら暮らすことができるまちづくりを行うとともに、都市計画マスタープランに基づき、市民が安全・快適に住み続けることができる環境づくりを目指します。
- ◇ 地域との協働によりクリークの維持管理を行い、田園景観を守り続けるとともに、防災等の観点からクリーク機能の保全を図ります。
- ◇ 神埼市の特産品である菱の実をクリークや河川で栽培し、保全とあわせて活用を図ります。
- ◇ 集落内水路の水草上げに対して補助金を交付し、集落内水路の環境保全を図ります。
- ◇ 公園施設の適切な維持管理を行うことで、来園者の増加を図り、本市の観光振興にもつなげます。
- ◇ 駅北の農地を活用し、コスモスや菜の花の作付けを行い、本市来訪者の増加を図り、本市PRにつなげます。
- ◇ 平成32年度を目標に神埼市・吉野ヶ里町葬祭公園組合による葬祭公園として葬祭場の整備を進めます。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○都市計画マスタープランに基づく無秩序な開発行為の防止及び、良好な都市的土地利用の推進	都市計画係
○子どもからお年寄りまで利用できる広場の整備	都市計画係
○神埼駅北側におけるコスモスと菜の花の作付による花のある風景整備の継続	農政企画係
○集落内水路の保全への助成の実施	建設管理係
○重要遺産・景観の保存整備と活用	歴史文化振興係
○準用河川 4 河川及び普通河川における環境に配慮した整備の実施【再掲】	建設2係
○クリークの防災機能保全対策の推進【再掲】	農村整備係
○適正な森林整備による流域の水源かん養機能や山地災害防止機能の維持増進【再掲】	林業振興係

基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める

本市の自然と歴史の中で創り上げられた地域資源を磨き、特色ある観光資源として活用することで人の流れ（周遊）や交流を創出するとともに、それらの資源を神埼の魅力として全国に情報発信し、「行きたくなる、また来たくなるまち」を目指します。

■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○観光案内の充実、国内外へのプロモーションによる神埼市の認知度率	平成27年度の認知度調査を基準	⇒	平成31年までに10%UP
○観光案内の充実、国内外へのプロモーションによる、観光資産の情報発信による観光客数	119万人/年	⇒	120万人/年
○ふるさと納税の件数	14件 (平成26年度)	⇒	15件/年

写真等

写真等

■市民の声

神埼市の魅力

- 魅力は色々、たくさんあるまち。
- 宿場まつりや櫛田市など、年中各地で祭りが開催される。
- 姉妹都市交流や小学校の韓国との交流など、国際交流がある。
- 西九州大学の応援で国際交流がさかん。

神埼市の課題

- 魅力はたくさんあるのに、市民は気づいていない。
- 特に若い世代の市民は、伝統継承に関心が薄い。あるいは、継承活動が市民全体には落ちてきていない。
- 地域の伝統について情報発信が不足している。
- 観光地はあるがどれも通過型で、ルート整備がされていない。
- 観光への投資が少ない。
- 宿泊施設がない。

神埼市がよりよいまちになるために

- 市民自身が神埼市の魅力を外に発信する！
- 観光客を呼び込み、まちを活性化させる！

市民参加型で取組むこと

- 市民が資源の掘り起こしに参加する。
- 九年庵など人が集まる場所でPRをする。
- SNSを活用して情報発信する。

【基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める】

基本施策1 観光拠点の機能強化、充実

① 現状・課題

本市には、旧長崎街道のまちなみやクリーク公園、伊東玄朴や下村湖人などの歴史、文化遺産、神埼そうめんや菱の実といった食など、観光拠点となる資源や素材は数多くあります。

さらに、現在、新しい観光拠点として、王仁博士を顕彰する王仁博士顕彰公園を整備しています。

しかし、これらの資源が相互のつながりを持っていないことや、駐車場、トイレ、案内標識等の整備が十分でないことなどから効果的な拠点間のネットワーク化が行われていない状況にあります。

このため、各観光拠点における必要な機能の強化に加え、統一された案内サインの設置や適切なパンフレットの作成、拠点間のネットワークの整備（安全な道路環境や快適な歩行空間等）により、国内外からの誘客を促進することが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 櫛田宮、旧古賀銀行前を中心とした、旧長崎街道のまちなかの観光拠点づくりを推進します。
- ◇ 姉川城跡など、市内全体の文化財の整備と利活用を推進します。
- ◇ 王仁博士顕彰公園の利活用を図り、王仁博士でつながる人・モノの交流を促進します。
- ◇ 郷土の偉人である伊東玄朴の記念館整備を行い、内外に向けた顕彰活動を展開します。
- ◇ 神埼市の秋の風物詩である菱の実採りの体験会などを開催し、他の観光資源とあわせて魅力の向上を図ります。
- ◇ 神埼の魅力を伝え、誘客を図り、内外の人の動きを活発にする情報発信の拠点として、神埼情報館の整備を推進します。
- ◇ インバウンドを意識し、多言語の案内標識や表示、パンフレット等を作成し、訪日外国人の受入環境の整備を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○王仁博士顕彰公園を核とした市内観光施設のネットワーク化による観光ルートの整備	商工観光係
○公共施設での観光情報の発信及び観光サインの充実	商工観光係
○訪日外国人旅行客の誘客促進及び受入環境の整備	商工観光係

【基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める】

基本施策2 観光振興策の充実

① 現状・課題

本市の吉野ヶ里歴史公園や九年庵などを訪れる観光客は、県外からの来訪者も多くみられます。しかし、ほとんどが日帰り（通過）客であり、宿泊客が極めて少なく、一人当たりの消費額が低迷しており、産業として十分に育っていない状況にあります。

本市の観光に関する取組みは、神崎市観光協会と連携し、観光情報の発信や観光案内、イベントの開催等を進めていますが、今後は、新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、観光事業者を含め様々な主体と連携し、ターゲットに応じた体験プログラムを開発、提供するなど、観光客の市内滞在時間を延ばすための戦略的なしかけを行うことが必要です。

また、市内だけでなく、広域的な観光連携も視野に入れ、佐賀県が一体となった観光振興、観光客の誘客に取り組むことも必要です。

② 取組み方針

- ◇ 神崎市独自の観光振興計画等を策定し、中長期的な観光振興を図ります。
- ◇ 吉野ヶ里歴史公園を核とした市内の観光ルートの創設や、地域資源を活かした滞在型観光メニューの商品化を行います。
- ◇ おもてなし観光の気運を高めるため、市民向けの市民ツアー開催をはじめ、観光ガイドの育成を行います。
- ◇ 今後も県事業と連携し、食と関連付けた観光資源の磨き上げ等を進めます。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○滞在型、通年型観光への展開に向けた学習プラン、体験プログラムの構築	商工観光係 歴史文化振興係
○観光ガイド等の人材育成の実施	商工観光係

【基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める】

基本施策3 まちの情報発信・シティセールスの強化

① 現状・課題

本市では、神埼市の情報を広く発信し、誘客や移住を促進するため、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞、雑誌など様々なメディアを活用した市外への神埼市のプロモーション活動を行っています。

具体的には、神埼の偉人、イベント、名所、名産品を紹介するプロモーションムービーの制作、民放テレビ局の番組内での「今DOKI神埼市」と題した約30秒のCM配信、FMラジオによる広報活動などを行っています。

今後も、様々なメディアを活用したプロモーション活動を行うとともに、神埼市のことを魅力的に伝えるためのコンテンツの制作を進め、市内外に広く発信し、神埼市のイメージアップ、定着を図る必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 神埼市のイメージアップにつなげるため、本市の歴史・自然・観光・特産物などを本市の魅力として市内外への発信、PRします。
- ◇ プレスリリース等によるPRに加え、TV等マスメディアの積極的な活用により、神埼市のことや観光メニュー等を全国に情報発信します
- ◇ 日本国内の都市圏をはじめ、アジア圏をターゲットとして、神埼市のPR戦略（吉野ヶ里遺跡（吉野ヶ里歴史公園）、九年庵、王仁博士顕彰公園等）の展開を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○神埼市地域資源データベースの充実及びその蓄積を活かしたデジタルミュージアム「神埼@NAVI」等による情報発信	歴史文化振興係
○市政、暮らし、イベントに関する情報の発信	企画係
○歴史・文化資源や特産品等の市内外への情報発信、PR	企画係 商工観光係
○ふるさと納税の推進	政策推進係
○情報化社会に対応するための研修や研鑽の場の提供	秘書広報係

【基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める】

基本施策4 地域交流・イベントの強化

① 現状・課題

本市には、地域に伝わる祭りや伝統行事に加え、神埼そうめん祭り、長崎街道かんざき宿場まつり、城原川ハンギーまつりなど、地域資源を活かしたイベントが開催されています。

また、平成18年から毎年開催している「ふるさと夏まつり」は、地域に根付いた毎年恒例の一大イベントとなっており、帰省客の楽しみともなっています。遠ざかった消費者の足を商店街へ呼び戻し商店街の魅力を周知する役割を果たし、また千代田町においては特に子ども達に人気が高く、学校の協力を得てハンギーの乗り方の練習など生活文化の継承の面からも意義あるものとなっています。

今後も、市内外や地域間の交流が生まれ、市民が一体感を体感できる場づくりが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 自然や地域の伝統文化と地域の輪を見直し、地域交流による地域活性化を図ります。
- ◇ 本市が誇る歴史（吉野ヶ里遺跡、伊東玄朴旧宅、姉川城跡など）、自然（脊振山系のブナの原生林）、観光（九年庵、長崎街道）、特産物（菱を中心とした菱焼酎、菱ぼうろ）、農産物（高冷地野菜、椎茸、アスパラガスなど）の即売会などを展開する「神埼市歴史・産業祭」を開催するなど、福岡都市圏をターゲットに都市との交流事業を展開し、人の流れ（人だまり）をつくり出します。
- ◇ JR ウォーキングや櫛田の市など民間イベントの連携により交流人口の増加と神埼ファンの増加を図ります。
- ◇ 幅広い世代の市民が一堂に会し、親睦と融和を深めるイベントを開催する。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○地域の夏まつりの継続のための実施支援	商工観光係
○地域や年代を超えて交流できるイベントの開催	政策推進係

【基本方針⑦ 地域資源を活かした、魅力ある観光・交流のまちづくりを進める】

基本施策5 国際化の推進

① 現状・課題

本市では、フランス共和国ボークール市をはじめ、韓国、中国等と幅広く国際交流を展開しています。

ボークール市とは友好姉妹都市提携により、両国の文化・経済の交流を通じて、相互理解と友好を深めています。現在は学校間の情報交換を主体とした教育交流であり、姉妹都市交流の導入期、定着期を経て、さらに次の段階に進めるにあたっての様々な課題を整理して展開を図ることが必要です。

中国とは、平成元年から学校間の交流が始まり、近年はお互いの生徒宅にホームビジットを行うなどより交流が深まっています。

韓国とは、王仁博士生誕の地である霊岩郡の中学生と学校間の交流を行っており、王仁博士について理解を深めるきっかけとなっています。

今後も、国際交流の各事業を継続し、子どもたちの視野を広げ、国際感覚を養う人材育成を行うとともに、多文化共生の地域づくりやインバウンドを意識した観光への展開を見据え、市全体の国際化を進めていくことが必要です。

② 取組み方針

◇ フランス共和国ボークール市や中国、韓国霊岩郡との国際交流を継続、強化するとともに、国際交流民間団体の育成等により、多方面にわたる交流を図ります。

◇ 国際感覚が豊かな人材が育つ教育プログラムを推進します。

◇ 各地域における多文化共生やインバウンドの受入環境づくり等を通じて、市全体の国際化を推進します。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○友好姉妹都市提携を行っているフランス共和国ボークール市との文化、経済交流の推進	企画係
○脊振中学校と姉妹校締結をしている中華民国山西大学附属中学校や大韓民国霊岩郡の中学校との学校間交流の継続	教育指導係 教育総務係
○王仁博士生誕地である大韓民国霊岩郡との交流事業の実施	商工観光係
○訪日外国人旅行者の誘客促進及び受入環境の整備【再掲】	商工観光係
○小・中学校の英語教育の推進【再掲】	教育総務係

基本理念 3

“幸せ” 生み出す

まちの働く場づくり

	基本施策
【基本方針⑧】 農業や地場産業を活かした、 特徴のある産業を育成する	1. 農林水産業の振興 2. 地場産業・伝統産業の振興 3. 地産地消、特産品開発の推進 4. まちなか活性化
【基本方針⑨】 新産業の育成や新たな企業参 入の支援により雇用を創出す る	1. 企業誘致の推進 2. 新産業育成・創業支援の強化

基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する

本市の基幹産業である農業や、神埼そうめんをはじめとした地場産業等の担い手の確保、育成を図るとともに、各事業者や関係者との連携の中で特産品の開発や、神埼ブランドの確立等を進め、地域産業が活躍するまちを目指します。

■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○地域産業の新商品開発や販路拡大支援による商品化件数		⇒	2件/年
○中心市街地へのイベント来客数	25,400人 (平成26年度)	⇒	26,000人/年
○新規就農者数、認定農業者数		⇒	5年間で15名の 新規就農 5年間で20件の 新規の認定 農業者数

写真等

写真等

■市民の声

神埼市の魅力

- 神埼そうめんはストーリーのある特産品である。もっと全国に広めたいほど！
- 菱を使った商品開発をし、菱産業振興に貢献している。
- 新規就農者もいる。

神埼市の課題

- 商業の担い手が不足しており、商店街には空き店舗が目立つ。
- 新たな特産品等を作っても、発信ができていない。
- 道の駅がない。
- 工業団地・駅周辺に活気がない。

神埼市がよりよいまちになるために

- 空き店舗や空き家を活用した商店創業に助成し、駅周辺や商店街に賑わいを作りたい！
- 市内の地域ごとに一村一品活動をして活性化に取り組む！

市民参加型で取り組むこと

- 神埼市の情報発信力を強化する。
- 商店街の空き店舗や市内の空き家を店舗として活用し、活用者には補助金が出るようになることよい。
- 食生活改善推進員、婦人会等の団体と連携して市の特産品を開発する。

【基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する】

基本施策1 農林水産業の振興

① 現状・課題

農業は本市の基幹産業として、農地や水路等の基盤整備、農業担い手の育成、米麦大豆や園芸作物の振興、中山間地域対策、有害鳥獣対策等、多岐にわたる施策を行ってきましたが、農作物の価格の低迷（農家所得の低迷）、農業従事者の高齢化と担い手不足等の構造的要因があり、問題の解消には至っていない状況にあります。

今後、様々な課題の解決を図りながら、魅力ある産業として農家所得向上に向けた取組を行うことが必要です。

農業基盤整備については、暗渠排水の再整備は概ね完了しますが、中山間地域における乾田化対策（湧水処理）が必要であると共に、平野部においては、さらなる大区画化を目指し、第三のほ場整備（畦畔除去等）に向けた取組が必要となっています。

本市では集落営農組織の農事法人化や農地集積が進んでいますが、そもそも担い手がおらず、遊休農地が増加し荒廃化が進んでいる地域もあるため、各地域の課題を明らかにした上で、対応を検討することが必要です。

農業後継者（担い手）対策としては、新規就農啓発活動をはじめとして様々な支援を行っており、一定の定着につながるなどの効果が認められることから、今後も関係機関との連携を強化し、若者の声に応じた支援を続けていくことが必要です。また、新規の認定農業者が増えている一方で、高齢化や集落営農の法人化により、認定農業者を更新しない人も増えてきており、この傾向は今後も続くと見られます。認定農業者が減らないように一定の数を確保することが、今後の地域農業を守るためには必要です。

鳥獣害対策については、有害駆除従事者と集落住民とで協力して有害鳥獣駆除できるよう支援を行っていますが、捕獲後のイノシシの処理方法が問題となっている状況も見られます。

林業については、取り巻く状況が厳しい中で、森林所有者の林業経営の改善及び健全な森林の育成等森林の持つ機能を十分に発揮できるよう循環型林業に向けた更新伐施業や主伐施業を計画的に実施していく必要があります。また、林道沿線の除草、側溝清掃、有害鳥獣による被害調査や不法投棄によるゴミの処理を実施し環境整備を行うことで災害、事故の防止に努める必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 人口減少や高齢化社会を踏まえ、基幹産業である農業を取り巻く諸課題について、県や JA 等関係機関と連携しながら農家や諸組織への支援を行います。特に、農業後継者の確保・支援のほか、中山間地域農業の維持及び活性化策など営農環境の向上や維持に向けた支援対策を継続するとともに地域資源の発信や新たな取組みへの支援を行い、市農業の魅力アップの取組を図っていきます。
- ◇ 農業農村の地域資源（農地・水路・ため池・農道）がもつ多面的な機能の適切な保全管理を図るため、国・県・市が一体となって地区組織等を支援します。
- ◇ 貸し農園事業を行うことで、農地を持たない市民に対しても菜園作りの楽しさを持ってもらい、自ら農作物を作ることで収穫の喜びを味わう体験を

提供します。

- ◇ 農事組合法人や大規模農家などの育成及び農地集積を推進することにより作業の効率化・コスト削減に努め、経営体の農業経営安定化を図ります。
- ◇ 新規就農者などの相談会や機械や施設導入の支援を行うことにより、農業後継者の確保につなげます。
- ◇ 毎年 7～8 月に行う農地利用状況調査の結果より、遊休農地所有者に今後の耕作意向などを問う農地利用意向調査を実施し、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地集積及び農地中間管理機構事業との協議などに取り組みます。
- ◇ 復旧困難な荒廃農地の非農地化を推進し、現況に併せた適切な土地管理と地域において優良農地を維持・確保するため「守るべき農地」の明確化に取り組みます。
- ◇ 森林施業の間伐事業については、間伐材の有効利用を目的とした搬出間伐へと切り替わり、市内の山林から搬出した間伐材を使用し、クリーク整備事業の杭材やバイオマス資源への活用を図ります。
- ◇ 林道の維持修繕や林道法面の草刈りを実施します。
- ◇ 耕作放棄地などを活用して菱の実の栽培を推進し、農業所得の向上を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○農業基盤整備への支援及び推進	農業水産振興係 農政企画係 農林整備係
○集落営農組織等の育成支援及び法人化の指導・推進	農業水産振興係
○認定農業者や集落営農組織等の農業機械や施設導入への助成、支援の実施	農業水産振興係
○畜産の振興	農業水産振興係
○千歳漁港をはじめとした水産物供給基盤の整備、維持管理	農業水産振興係
○環境保全型農業の推進	農政企画係
○新規就農者、認定農業者等の農業後継者（担い手）の確保・育成	農政企画係
○農業後継者（担い手）への農地利用集積の推進	農政企画係
○有害鳥獣被害防止対策の推進	農政企画係
○遊休農地対策の推進	農政農地係
○森林、林道の適正管理及び林業の担い手の育成	林業振興係
○搬出間伐材の公共工事への活用の推進とバイオマス資源への活用の検討	林業振興係
○クリークの防災機能保全対策の推進【再掲】	農村整備係

【基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する】

基本施策2 地場産業・伝統産業の振興

① 現状・課題

市内地場産業である中小の商業や製造業、その他の企業は、郊外への大型店の進出等による購買客の流出が続くなど厳しい状況にあります。地場産業は、地域に根つき、地域内で「お金」の循環を生み出す原動力であり、今後も商工会を中心とした活性化の取組みを支援することが必要です。

また、本市には、400年近い歴史がある「神埼そうめん」や蒙古から伝わったとされる「尾崎人形」をはじめとした、伝統産業が現在も受け継がれています。

これらの伝統産業は、本市を特色づけ、また観光産業の素材としても活用が見込まれることから、伝統を守ることにとどまらず、積極的に特産品としてアピールするなどその振興を図ることが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 地場産業、伝統産業の販路拡大に向けた官民連携活動等を支援するとともに、新規創業を含めた後継者の育成を図ります。
- ◇ 商工会など関係機関との連携を一層強化し、市内商工業者の新技術開発や新規事業化を促進するための融資や助成など、本市に見合った支援制度の充実を図ります。
- ◇ 伝統産業については、地域ブランドとしての育成を図り、新たな販路開拓等の支援を行います。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○神崎市商工会と連携した新商品開発及び特産品の販路拡大、ブランド化の推進	商工観光係
○神崎市商工会等の関係機関と連携した商工業振興の事業展開や経営に関する相談、各種融資制度の充実	商工観光係
○神崎めんの販路拡大・新商品開発等への支援	商工観光係
○新技術開発及び新規事業化のための各種融資制度や助成制度の充実	商工観光係
○市内中小企業の育成【再掲】	商工観光係
○商工業後継者の確保・育成【再掲】	商工観光係

【基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する】

基本施策3 地産地消、特産品開発の推進

① 現状・課題

本市では、神埼和菱組合が中心となり、西九州大学と連携し、「菱」の実を活用した特産品の開発、販売を進めています。開発した特産品としては、「神埼菱焼酎」や「ひしぼうろ」があり、神埼市の菱商品として売り出しています。

これからは、これらの菱商品をはじめ、神埼産のものを「神埼ブランド」として確立し、その定着に向けて、特産品の販路拡大と担い手の育成を両輪で進めることで市外へのアピール力の強化と、市民の「メイドイン神埼」への誇りの醸成へ繋げる必要があります。

また、学校給食においては、郷土料理提供の取組みの推進や地場産食材の積極的な活用が進められるなど、食育と地産地消とが連携した取組みが行われています。地産地消を進めることは、地元の産業の活性化にとどまらず、地域への愛着の醸成、経済の地域内循環の促進など様々な波及効果があることから、積極的にその促進を図る必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 現在商品化した「神埼菱焼酎」や「ひしぼうろ」については、販路の拡大を図るとともに、新たな菱商品の開発、菱以外の資源を活用した特産品の開発を進めます。
- ◇ 特産品の開発にあたっては、西九州大学との連携を強化し、産学官民一体となって神埼ブランドの創出を推進します。
- ◇ 開発した神埼産の特産品等は、道の駅や物産館等への出荷促進や、ふるさと納税の活用等により、安定的な販路を確保するとともに、地域の活性化や雇用の創出につなげます。
- ◇ 地産地消に向け、安全な農産物の持続的な生産・供給体制の充実と、地元産農産物の消費拡大を両輪で進めるとともに、食と教育の専門機関との連携による食農教育や健康づくりを推進します。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○ひしの里ふれあい農園の維持、活用	分室
○神埼和菱組合によるひしの里ちよだの利活用及び菱の生産加工の安定的な運営支援	分室
○西九州大学や地元企業と連携した新たな菱商品の開発及び販路開拓、PR	政策推進係
○菱の安定供給のための生産面積の拡大及び体験学習の場としての利用促進	政策推進係
○都市部での農産物の販売、PR	農政企画係
○地域資源を活かした新たな特産品開発への助成の実施	農政企画係
○関係機関と連携したイノシシのジビエ料理の普及推進	農政企画係
○神埼めんの販路拡大・新商品開発等への支援【再掲】	商工観光係
○神崎市商工会と連携した新商品開発及び特産品の販路拡大、ブランド化の推進【再掲】	商工観光係

【基本方針⑧ 農業や地場産業を活かした、特徴のある産業を育成する】

基本施策4 まちなか活性化

① 現状・課題

郊外型大型店舗の進出により、市中心部の商店街は空店舗や空き地が目立つなどかつての商店街の賑わいを失ってきています。このため、神埼らしい個性と魅力ある商業環境づくりを進め、楽しみながら散策できる身近な商店街づくりが必要です。

商店街においては、門前広場の整備にあわせ、櫛田の市や宿場祭り等のイベントの開催により、ソフト面でも活性化に向けた取組みを行っています。

今後は、旧長崎街道の沿道の建物の修復や統一したデザイン、電線の地中化、道路空間の景観形成など、総合的な取組みを進め、まちなかとして活性化を図っていくことが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 櫛田の市などの地域のイベントと旧長崎街道のまち歩きの連携により、商店街へ来訪者を誘導するしかけを行うことで、来訪者と各個店との出会い、ふれあいの場を創出します。
- ◇ まちなかへの魅力ある店舗、施設の整備を促進するため、空き家・空き店舗への移住支援、創業支援を実施します。
- ◇ 櫛田宮、旧古賀銀行、門前広場等を中心とした旧長崎街道のまちなかの観光拠点づくりを進めるとともに、地域との協働によるイベント等の開催を通して、まちなかの活性化を図ります。
- ◇ 中心市街地の駐車場の充実を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○中心市街地の歴史・文化遺産を活かした交流の場の提供	企画係
○国登録有形文化財「旧古賀銀行神埼支店」に隣接する敷地への便益施設の整備【再掲】	文化財係

基本方針⑨ 新産業の育成や新たな企業参入の支援により雇 用を創出する

企業立地用地の確保と企業進出を推進することによって雇用を生み出すとともに、新たな産業育成、創業支援等により市内産業の活性化を目指します。

■ 数値目標

指標名	現状	⇒	5年後の目標 (2022年)
○新規雇用創出者数		⇒	100人
○創業支援対象者と創業者		⇒	創業支援対象者数：35件 創業者数：5件
○県内大学との協働による地元定着の向上を図ることによる地元就職率	平成26年度の調査結果を基準	⇒	平成31年までに10%UP (平成26年度比)

写真等

写真等

■市民の声

神埼市の魅力

- 南部工業団地ができて、企業の進出が進んでいる。
- 工業団地は雇用の創出の場として期待している。

神埼市の課題

- 工業団地以外では働く場所が少ない。

神埼市がよりよいまちになるために

- 神埼市に住み続けるには仕事があることが大事。働く場所を増やしていきたい！

市民参加型で取り組むこと

- 空き家や空き店舗を活用した創業の促進（市の支援・補助がほしい）。

【基本方針⑨ 新産業の育成や新たな企業参入の支援により雇用を創出する】

基本施策1 企業誘致の推進

① 現状・課題

本市は、佐賀市に隣接し、東西方向に複数の広域幹線道路が経過していることや、近傍に佐賀空港や長崎自動車道ICが整備されるなど、企業立地に優れた条件を有しており、食品製造業や自動車関連製造業などをはじめとする企業の立地も進んでいます。本市では、これらの条件の良さを実際の立地へ結びつけるために、企業への情報提供や人材育成支援、先進企業視察や企業間の情報交換などを行ってきましたが、今後も誘致に向けた取組みを積極的に進める必要があります。

平成29年度に神崎市南部工業団地の造成工事が終了し、進出企業も決定したところですが、現在、市所有の工業団地に余地がないため新たに企業を誘致するためには、国土利用計画や都市計画マスタープランに基づきながら、周辺土地利用を勘案した工業用地の確保を検討していく必要があります。

企業の誘致に関しては、「神崎市企業誘致条例」により誘致企業に対する支援制度はありますが、一方で地場企業の増設や移転に対する支援制度がないため、今後は地場企業の支援も含めて検討していくことが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 人口増に寄与する新たな企業の進出と既立地企業への支援により、地域産業の振興、発展に努め、経済の活性化による自主財源の確保、雇用機会の創出による若者世代の定住促進を目指します。
- ◇ 新たな企業の進出に向け、新たな工業団地開発計画を推進するとともに、道路網や情報通信など企業立地のための環境整備を推進します。
- ◇ 今後の成長が期待できる市のイメージアップにつながるコスメティック産業や地域の特性を活かした食品加工産業、県内企業との関連性が高い自動車産業を中心に積極的に情報を発信し、誘致活動を行います。
- ◇ 既立地企業に対しては、企業連絡協議会を軸とした企業間における情報交換や連携をはじめ、求人情報の発信や企業マッチングによる販路開拓などきめ細かなフォローアップと支援を実施し、企業経営の更なる円滑化と体質強化を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○企業誘致のための情報収集及び発信、企業訪問活動の実施	企業立地・支援1係
○神崎市企業連絡協議会による企業間の連携強化	企業立地・支援1係
○企業フェアへの出展による技術・製品のPR及び販路開拓支援	企業立地・支援1係
○新たな工業団地開発計画の推進	企業立地・支援2係

【基本方針⑨ 新産業の育成や新たな企業参入の支援により雇用を創出する】

基本施策2 新産業育成・創業支援の強化

① 現状・課題

市内の伝統産業や特産品、その他地域にある様々な資源、福岡大都市圏に近く、また佐賀市から鳥栖市へ至る佐賀中部地域に位置するという立地条件を活かした、新たな産業の育成のための支援策が求められます。

また、本市では、神崎市創業支援事業計画に基づき、市商工会等の支援事業者との連携を図り、創業相談者への支援を行うことで、創業者創出に向けた取組みを進めています。今後も施策の効果を検証しながら創業支援を行う必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 新産業育成や新規創業のための補助制度の導入に加え、新製品開発支援や販路開拓支援等、多様な支援メニューの充実を図ります。
- ◇ 関係機関との連携による情報収集や商工会との連携による経営相談の充実を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○神崎市創業支援事業計画に基づく起業家への支援	商工観光係
○神崎市商工会と連携した新商品開発及び特産品の販路拡大、ブランド化の推進【再掲】	商工観光係
○新技術開発及び新規事業化のための各種融資制度や助成制度の充実【再掲】	商工観光係

基本理念 4

“幸せ” 高める

まちの基盤づくり

	基本施策
【基本方針⑩】 財政規模にあった計画的な都市基盤の整備を進める	1. 道路整備 2. 上・下水道整備 3. 高度情報通信基盤整備 4. 公共施設の適正配置
【基本方針⑪】 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める	1. 市民活動支援・拠点づくり 2. 地域の絆・コミュニティづくり 3. 市民参画・協働の機会の提供 4. 男女共同参画の推進

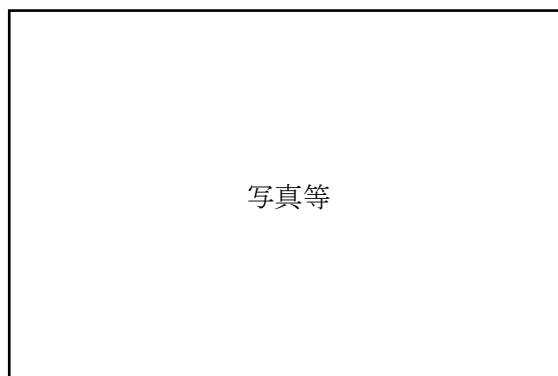
基本方針⑩ 財政規模にあった計画的な都市基盤の整備を進める

道路などの公共施設については、計画的な事業実施と適正配置を促し、効率的かつ効果的な整備・改善を進めることで、財政規模にあった持続可能なまちを目指します。

併せて、施設等の整備・改善にあたっては、ユニバーサルデザインの導入により誰でも安全に利用できる構造を目指します。

■数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○公共施設等管理計画の推進（公共施設等の面積削減目標）		⇒	
○図書館の利用者数		⇒	



■市民の声

神埼市の魅力

- インターが近く、国道と県道も整っているため、福岡県を始めとする県外へのアクセス利便性は高い。

神埼市の課題

- 公共施設やインフラの整備については、財源確保が課題である。

神埼市がよりよいまちになるために

- 不要な公共事業を減らし、財源を確保する！
- 高齢者や子育て世帯など、交流施設を求めている人のニーズに応えられるような居場所がほしい！

市民参加型で取り組むこと

- 整備される図書館を市民の居場所づくりに活用していく。

【基本方針⑩ 財政規模にあった計画的な都市基盤の整備を進める】

基本施策 1 道路整備

① 現状・課題

本市には、国道が3路線、県道が15路線経由していますが、その多くが佐賀中部地域の広域幹線の役割を担っています。しかし、市内区間については片側1車線の区間が多く、円滑な交通処理に向けて、国、県等に拡幅改良を要請していく必要があります。

市道は982路線・約503kmに及びますが、その道路維持・舗装補修等について地元合意に基づきながら計画的に実施しています。また、職員による道路パトロールの実施を拡充し、不具合道路の早期発見及び補修を行い、利用者の安全性確保を図っていますが、市道全体を網羅的に管理していくことには限界があるため、効率的な維持管理に向けた検討が必要となっています。

南北方向の幹線（軸）としての機能が期待される市道国営千代田西1号線は、現在、中間地点の市道境原龍尾線までを供用開始していますが、引き続き全体の事業完了に向けた取組みが必要です。

本市を南北に結ぶ縦断幹線道路については、一体的なまちづくりを進める上で重要であり、その全体計画策定への取組みが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 本市を横断する国道34号及び国道264号、千代田地域から吉野ヶ里町を縦断する国道385号、その他一般県道、主要地方道路について、補修、改良等の整備を推進します。
- ◇ これらの国道及び県道に接続するアクセス道路の補修を行い交通の円滑化を図ります。
- ◇ 本市の南北軸としての機能が期待される市道国営千代田西1号線の拡幅を行い、交通機能の向上を図ります。
- ◇ 市道については、適切な維持管理や長寿命化対策を行います。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○国道及び県道に接続する一級市道をはじめとした計画的な道路改良、補修の実施	建設1係 建設2係
○縦横断幹線道路の整備	建設1係

基本施策2 上・下水道整備

① 現状・課題

本市の水道施設は、平地部では佐賀東部水道企業団と連携して水資源の確保と濁水対策に努め、安定的な給水を行っており、平成28年度の上水道普及率は96.2%です。山間部については、地形条件から地下水及び自然水等の水源を利用しています。今後も水質管理の強化を図りながら、安心して安全な良質な水を安定的に供給することが必要です。

下水道については、平成7年度から農業集落排水事業、平成9年度から公共下水道事業、平成15年度に特定地域生活排水処理事業を進めてきており、平成28年度末の下水道事業全体における家庭の水洗化状況は73%となっています。このうち、農業集落排水については整備から20年経過し、更新の時期を迎えていることから、平成32年度を目標に公共下水道への接続を検討しています。

特定地域生活排水については、毎年100基程度の浄化槽の整備を進めています。管理基数の増加に伴いコストが高くなり、使用料収入では維持管理費も賄えない状況であり、財源についての検討や利用者の理解が必要です。

また、今後、長期的に安定した下水道事業のサービス供給のためには、公営企業会計を導入することや下水道BCP（業務継続計画）の策定についても検討する必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 平成32年度に公営企業会計に移行することで、住民サービスの安定供給を目指し、健康で文化的な生活を営むための下水道施設の整備や長寿命化対策を行います。
- ◇ 市内の河川や水路の水質汚濁の防止や快適な生活環境の整備を図るため、公共下水道事業を推進し、費用対効果等の検討を十分に行った上で、公共下水道の供用区域の拡大に向け整備を行います。
- ◇ 農業集落排水は、平成32年度を目標に公共下水道への接続を行います。
- ◇ 水資源の有効活用、節水意識の啓発を行います。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○公共下水道の整備及び接続の推進	下水道係
○都市下水路の維持管理	都市計画係
○浄化槽の設置推進	管理係
○農業集落排水の整備及び接続の推進	管理係

基本施策3 高度情報通信基盤整備

① 現状・課題

我々の身の回りでは情報通信網の拡大や高速化、IoTと呼ばれる機器やスマホ端末の普及などによって市民生活や企業活動に広く浸透し、社会経済に大きな変革をもたらしています。本市においても情報通信基盤の整備について現在も急速な発展を続けているICTを利用したサービスの導入などの情報化施策を推進してきました。

ますます厳しさを増す当市の財政状況の中で、今後も市民のニーズに的確に対応し、こうした施策をより効率的かつ効果的に進めて行くには、ICTの持つ可能性を最大限に利活用していくことが重要です。

一方、国における「世界最先端IT国家創造宣言」では平成32年までにIT利活用の更なる推進のため国・地方が一体となり強力に施策を推進していくことが示されていますが、その施策の柱である社会保障・税番号制度では平成27年10月から番号の通知が開始され、平成28年1月からマイナンバー（個人番号）カードの交付が行われています。平成29年7月からは、自宅のパソコン等から「マイナポータル」を通じて自分に対する必要なお知らせ情報等の確認が可能になっており、今後引っ越しなどの際に引っ越し前後の自治体それぞれで行わなければならない住所変更等に伴う手続のワンストップ化や納税などの決済を電子的に行う仕組みも国において検討されています。

平成23年3月に発生した東日本大震災の際には、長期間に及ぶインフラの停止により、行政をはじめ様々な社会経済活動が停滞した経験を踏まえ、その課題解決をソーシャルメディアを活用した情報共有を図る高速無線LAN（wifi規格）整備と、防災メディアとしてのケーブルテレビと位置付け、災害や防災情報のデータ放送をはじめ市政情報を常に確認できる環境整備及び広報番組の放送を実施しその加入の促進図っています。ケーブルテレビの平成29年10月末の加入世帯は2,801世帯（加入率25%）で継続的な加入の促進が必要です。

② 取組み方針

- ◇ 公共施設における高速無線LAN（wifi規格）の整備を推進します。
- ◇ ケーブルテレビの視聴加入を促進します。
- ◇ 情報セキュリティ対策と個人情報保護対策として、セキュリティ関連情報提供、普及啓発を実施します。
- ◇ マイナンバー（個人番号）カードの更なる普及、国税や法務局とのデータ連携基盤整備、eTAX（エルタックス）を利用した効率的な納税管理等、電子自治体の推進に向け、国と歩調を合わせていきます。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○高速無線LAN環境整備の推進	情報管理係
○地域情報化推進のための高度情報通信基盤の整備	情報管理係

【基本方針⑩ 財政規模にあった計画的な都市基盤の整備を進める】

基本施策4 公共施設の適正配置

① 現状・課題

本市の公共施設の多くは、合併前に旧町村で建設された施設を引き継いだものであるため、合併による重複施設が存在し、その更新や改修、維持管理に伴う費用は今後大きくなることが想定されます。

こうした中、本市では、平成28年3月に神崎市公共施設等総合管理計画を策定しています。その基本的考え方としては、「公共施設等を経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化や、資産総量の適正化による維持管理費等の縮減、資産活用による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、市民が必要とする行政サービスの維持向上に努める。」こととし、(1)長寿命化の推進(2)施設保有量の適正化(3)市民ニーズに対応した施設の有効活用を行うこととしています。

こうしたことを踏まえ、公共施設の適正配置に努めるとともに、公共施設の更新、改修にあたっては、積極的にユニバーサルデザイン化を推進するなど、利用しやすい施設にすることが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 行政需要の変化や市民ニーズに対応できるように柔軟な施設の整備を行います。
- ◇ 公共施設は、災害時の避難所機能や災害対策の拠点としても活用することから、施設に応じて長寿命化や建替等について、財政面も考慮しながら適正な選択を行い、施設整備を進めます。
- ◇ 平成32年度まで活用可能な合併特例事業債や脊振町で活用可能な過疎対策事業債などの有利な財源を効果的に活用し、施設を整備することで、財政負担の軽減に努めます。
- ◇ 公共施設における防災機能の充実を図るとともに、公共施設にデマンド監視装置の設置をはじめ、市が率先して環境に配慮することで、市民及び事業者に対し、環境問題に対する意識向上を図ります。
- ◇ 伊東玄朴記念館、神埼情報館、歴史資料館等の整備を進め、歴史文化遺産を活かしたまちづくりの拠点とします。
- ◇ 神崎市役所新庁舎や脊振町複合施設など、公共施設におけるユニバーサルデザインの採用を推進します。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○現庁舎跡地の利活用計画の策定及び計画に基づく利活用の推進	庁舎整備1係
○新庁舎の建設及び行政機能の集約化	庁舎整備1係
○神埼町保健センター等複合会館の整備及び利用促進	庁舎整備1係
○千代田庁舎の空きスペースの利活用計画の策定及び計画に基づく利活用の推進	庁舎整備1係
○神崎市脊振町複合施設の建設及び利用促進	庁舎整備2係
○公共施設へのデマンド監視装置の設置及び省エネ意識の醸成	契約管財係
○神崎市・吉野ヶ里町葬祭場の整備	神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合 政策推進係

基本方針⑪ 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める

これからのまちづくりを支える貴重な「人財」として、誰もが参画、活躍できる市民協働の機会を積極的に提供するとともに、各地域のコミュニティの維持、活性化を図るため、地域内、地域間で支え合いながら、子どもから高齢者まで世代を超えて交流し、絆のあるまちを目指します。

■ 数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○まちづくり市民活動支援団体数		⇒	50団体
○地域活動に参加している人の割合	60.9% (平成29年度 第2次総合計 画市民アンケ ート結果)	⇒	80%以上 (平成31年ま でに)

写真等

写真等

■市民の声

神埼市の魅力

- CSOかんざきなど、まちづくりに取組む団体もあり、地域のことを地域で解決する気持ちがある。
- 夜の市長室は良い取組み。

神埼市の課題

- 協働活動を進めているのは一部の人であり、まだ住民全体の当事者意識は薄いと思う。
- 女性審議員や委員が少ないなど、男女共同参画に課題。

神埼市がよりよいまちになるために

- 市民活動を周知する仕組みを作り、活動への参加をコミュニティ形成に活かす！
- 市民・行政・関係団体のプロジェクトチーム運営を計画したい！

市民参加型で取組むこと

- 自治公民館活動を充実させるなど、住民のコミュニティ形成に取り組む。
- 人が集まって語り合ったり、仲良くなれる居場所づくりを行う。
- SNSなどを活用し、地域からの情報発信の仕組みを作る。

【基本方針① 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める】

基本施策 1 市民活動支援・拠点づくり

① 現状・課題

本市では、各行政区、CSO、NPO など、様々な組織が主体となった市民活動が行われており、自主的な活動を行う市民団体に対しては支援を行っています。今後、市民協働でまちづくりを進めるためにも、様々な市民活動団体との連携は重要な位置を占めることから、各団体とのネットワーク体制の構築や支援制度の検討を進めていくことが必要です。

その一方で、市民まちづくりアンケートによると、回答者の約 4 割が市民活動に「全く参加していない」か「ほとんど参加していない」状況にあり、地域活動に参加せず孤立する市民が増えているため、市民活動の周知や啓発などを行い、活動の輪を広げる必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 現在整備が進んでいる神崎市役所新庁舎や脊振町複合施設、千代田庁舎利活用などを契機として、これらの施設の市民活動の拠点としての活用を促進します。
- ◇ 市民活動団体の育成や情報提供、積極的な支援を図ります。
- ◇ ボランティア活動や地域活動など、さまざまな地域活性化を考える人が集まり、情報発信や仲間づくりができる場、機会やそのための組織を構築します。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○まちづくり市民活動への支援の実施	企画係
○コミュニティ施設の充実を図るための助成の実施	企画係
○まち・ひと・しごと創生法に基づく地域の活力創出及び地域の自発的な活動の推進	企画係
○市職員の地区担当制の充実	秘書広報係
○神崎町保健センター等複合会館の整備及び利用促進【再掲】	庁舎整備 1 係
○千代田庁舎の空きスペースの利活用計画の策定及び計画に基づく利活用の推進【再掲】	庁舎整備 1 係
○神崎市脊振町複合施設の建設及び利用促進【再掲】	庁舎整備 2 係
○自治公民館の新築及び全面改築への助成の実施【再掲】	中央公民館係

【基本方針⑩ 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める】

基本施策2 地域の絆・コミュニティづくり

① 現状・課題

近年、隣近所の関係性が希薄になっていきている中で、これから地域を維持していくためには、人と人とのつながりを見直し、育むことが重要になってきています。そのためには、地域全体として支え合う環境づくり、機運の醸成が必要です。

また、地域コミュニティ機能の強化のためには、子どもから高齢者まで、世代を超えて地域の人が集い、語り合える場、機会が大切です。こうした場、機会の中で、地域に対する誇りと愛着を醸成し、地域リーダーの掘り起しや育成を行うことで、各地域のコミュニティ形成に向けて基盤づくりを行うことが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 各地域における行事等への支援・補助、コミュニティ施設の活用・充実などを行い、各地域のコミュニティ活動を推進します。
- ◇ 校区単位等、新たな単位での組織づくりについても検討し、地域コミュニティの維持、活性化を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○まちづくり市民活動への支援の実施【再掲】	企画係
○コミュニティ施設の充実を図るための助成の実施【再掲】	企画係
○地域の夏まつりの継続のための実施支援【再掲】	商工観光係
○地域や年代を超えて交流できるイベントの開催【再掲】	政策推進係
○地域伝統文化の伝承と後継者育成【再掲】	歴史文化振興係
○文化・サークル等各種団体の育成、活動支援【再掲】	社会教育係
○子どもからお年寄りまで利用できる広場の整備【再掲】	都市計画係

【基本方針① 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める】

基本施策3 市民参画・協働の機会の提供

① 現状・課題

市民参画・協働の手法として、第2次総合計画の策定の際には3回のワークショップを開催しました。これからのまちづくりにおいては、ワークショップ等を通じて、協働で考える機会を積極的につくる必要があります。

また、市民まちづくりアンケートによると、回答者の5割以上がまちづくりに参加するには「どのような活動が行われているか情報がほしい」と考えており、市民への情報発信を強化し、できる限り広く周知を図り、参加者を増やす必要があります。

さらに、市民と行政が取り組みれば有効であると考えられる項目として「福祉に関する分野（高齢者・障がい者福祉、介護など）」と回答した人が42.6%で最も多く、次いで、「健康づくりに関する分野（保健、医療、健康予防など）」と回答した人が28.5%となっており、各分野の市民活動団体と連携しながら、積極的に協働のまちづくりを進める必要があります。

② 取組み方針

- ◇ ワークショップ等の開催により、市民参画、協働の機会を提供するとともに、その周知を図り、まちづくりや地域活性化への市民参画を促進します。
- ◇ 神崎市役所新庁舎に確保される予定の市民開放エリアを市民参画・協働の場として積極的に活用します。

■ 主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○市民参画システム（パブリックコメント等）の推進	企画係
○中間支援組織やCSOとの連携強化	企画係
○県民ファンド等のCSOへの助成に対する情報の提供	企画係
○各地区が行う公共土木・農業施設整備への助成の実施	建設管理係
○集落内水路の保全への助成の実施【再掲】	建設管理係
○各地区や保存団体による市内指定文化財の維持管理の促進【再掲】	文化財係
○新庁舎の建設及び行政機能の集約化【再掲】	庁舎整備1係

【基本方針① 市民と行政の協働のまちづくりをさらに進める】

基本施策4 男女共同参画の推進

① 現状・課題

本市では平成27年に「第2次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画推進団体への支援や啓発活動などを行ってきましたが、各種審議会や委員会などへの女性の登用があまり進んでいないのが実態です。

第2次男女共同参画基本計画の計画期間が平成31年で終了するため、引き続き第3次基本計画の策定に取り組む必要があります。この際、審議会等において男性の当て職が多いことが女性の登用が進まない原因となっていることを踏まえて、委員等の選出方法の見直しの推進や関係団体の支援、市民啓発活動の推進を明記していくことが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 男女が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関係なくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- ◇ 神崎市男女共同参画推進ネットワーク等との連携のもと、市内の各イベントや職員研修により、市民や職員に対する啓発を引き続き行います。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○各種審議会、委員会等への女性登用の推進	秘書広報係
○市職員等への男女共同参画に関する研修の実施	秘書広報係
○神崎市男女共同参画推進ネットワークへの支援措置の充実	秘書広報係
○第3次神崎市男女共同参画基本計画の策定及び取組みの推進	秘書広報係
○男女共同参画に関する啓発、広報活動の推進	秘書広報係

基本理念 5

“幸せ” 支える

行財政の健全化

【基本方針⑫】
効率的かつ効果的な行財政運営を行う

基本施策

1. 市民サービスの向上
2. 事務の効率化、組織のスリム化
3. 職員の育成、意識改革
4. 財政の健全化

基本方針⑫ 効率的かつ効果的な行財政運営を行う

事務事業の徹底した見直しや職員のスキルアップ等により、事務の効率化及び市民サービスの向上を図るとともに、財源の確保、使用料等の受益者負担の適正化、市税等の滞納の縮減等により、財政の健全化を図り、安定した行財政運営が実現できるまちを目指します。

■ 数値目標

指標名	現状		5年後の目標 (2022年)
○神埼市の「行財政運営の効率化の推進」に不満に感じている市民の割合	16.7% (平成29年度第2次総合計画市民アンケート調査)	⇒	10%以下
○eLTAX（エルタックス）利用件数	(H28実績) 給報 5,394件 年金 15,115件 法人 552件 計 21,061件	⇒	

写真等

写真等

基本施策 1 市民サービスの向上

① 現状・課題

平成 28 年度に個人番号カード(マイナンバー)の配布が行われ、本市では、平成 29 年 2 月からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付を開始しています。今後もマイナンバーカードの多目的利用(図書カード、健診、健康相談、母子手帳、予防接種の記録、診察券、お薬手帳、救急搬送記録)に向けてその普及に取り組む必要があります。

平成 23 年度から開始した税金と保育料のコンビニでの収納サービスは、住宅使用料、後期高齢保険料、放課後児童クラブ及び公共下水道使用料等まで拡げ、利用者も毎年増加しています。今後、納付者の一層の利便性の向上を図るため、クレジットカードやインターネット等での納付を検討していく必要があります。

市民への情報公開については、毎月発行する市報や、平成 27 年度にリニューアルしたホームページ等で行っています。市報はよりわかりやすく親しみやすい内容とし、ホームページは高齢者や障がい者など誰もが利用しやすいように総務省が公表している「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に沿ったアクセシビリティに対応させ、内容の充実を図ることが必要です。

議会については、本会議一般質問のテレビ放映、会議録検索システムのインターネット上への公開、政務活動費の公開など各種情報公開を進めています。今後も、市民が議会活動を身近に感じることができるよう、市民に開かれた議会の実現に向けたさらなる取組みが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 公文書の管理及び情報公開請求への適切な対応をすることで、開かれた市政を実現します。
- ◇ 財政運営に対する市民の理解の向上や課題の共有を図るため、地方公会計制度による財政諸表等の作成・公開など、市民にわかりやすい財政情報を提供します。
- ◇ マイナンバーカードの更なる普及や、クレジットカード納税やインターネット納税(ペイジー)を推進し、さらなる利便性の向上を目指します。
- ◇ 行政サービスにおける市民の利便性を向上のため、住基ネットワークシステム、戸籍総合電算システムの機器の更改、更新を行います。
- ◇ 第 2 次神崎市総合計画前期基本計画の計画期間中に、新庁舎、脊振町複合施設、千代田庁舎利活用、葬祭場など多くの公共施設が更新される予定であるため、市民が利用しやすい施設として機能面でも刷新するとともに、新庁舎におけるワンストップサービスや、外出・代理申請が困難な市民を対象とした出張窓口の設置など、市民サービスの向上を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○クレジットカードやインターネットを利用した納税環境の整備	納税係
○市ホームページにおけるウェブアクセシビリティの向上	秘書広報係
○議会の情報公開の継続	議会係

【基本方針⑫ 効率的かつ効果的な行財政運営を行う】

基本施策2 事務の効率化、組織のスリム化

① 現状・課題

定員適正化計画に基づき、職員数の抑制を行ってきた結果、人口千人あたり職員数は7.44人と類似団体平均9.81人を大きく下回っており、効率化が図られています。平成29年度の職員数は4人増の258人であり、職員の削減は限界に近づいています。

本市では、行財政運営の効率化の一環として、業務繁忙期等の作業の外部委託や専門業務のアウトソーシング化を進めており、今後さらに対象業務の追加及び内容拡大を行うことで、事務作業の効率化に加え、業務自体の質の向上を図ることが必要です。

ICTの活用については、本市では、eTAX（エルタックス）により、国税との一部情報連携や法人税申告、給与支払報告等の電子申請の活用を行っています。今後は、全面的な国税との情報連携やeTAXを活用した電子納税システムへの移行など、情報技術の発展にあわせてシステムを構築し、行政運営の効率化施策と連携して対応を図ることが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 不要な事務の洗い出しや意思疎通を図る等、人的な行動改善に加え、証明書取得をマイナンバーカードを利用したコンビニ交付へ誘導するなど労力の軽減を図り、事務の効率化を図ります。
- ◇ PDCAサイクルによる既存事業・事務の見直しや、本庁と支所などの組織機構のあり方の再検証を行います。
- ◇ 各課が運用している個別システム等との調整を図り、効率的な運用を行います。
- ◇ eTAX（エルタックス）を最大限活用し、正確で効率的な納税管理を行います。
- ◇ 繁忙期の効率的な事務推進のため、業務の外部委託（アウトソーシング）を積極的に進めます。
- ◇ 地方分権型社会に対応した行財政改革を推進するとともに、関係機関との連携や近隣市町との共同事務の導入により、効率的な運営を行います。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○eL T A X（エルタックス）を活用した正確で効率的な納税管理の推進	市民税係
○臨時・嘱託職員アウトソーシングの推進	市民税係 人事係
○国、県、県内各市町等との各種データ連携の推進	資産税係
○庁内の事務経費の削減	総務係
○住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍総合電算システムの機器更新	戸籍係
○第3次神崎市行政改革大綱の策定及び市民ニーズの対応した行政改革の推進	政策推進係
○行政評価（事務事業評価）システムの構築、活用	政策推進係

【基本方針⑫ 効率的かつ効果的な行財政運営を行う】

基本施策3 職員の育成、意識改革

① 現状・課題

行政が行うべき事務・事業は、広範囲に渡ることに加え、扱うべき事象が年々多様化、複雑化しており、対応する職員に高い専門性が問われる分野が広がっています。一方で、限られた財源の中で職員を確保していくことには限界があり、職員一人ひとりが効率的な事務処理を行っていくことが求められています。

本市では、行財政改革を推進の一環として、市民サービスの向上と適正かつ効率的な事務の遂行を目的に、人材育成基本方針に基づく職員のスキルアップにつながる各種研修を実施しています。また、職員の出退状況の把握、時間外勤務の抑制を目的に、平成29年度に出退管理システムを導入し、職員の適正な労務管理を行っています。

これからも、市民への適切な行政サービスの提供を行うため、職員の資質の向上に向けた取組みを進める必要があります。

② 取組み方針

- ◇ 人材育成基本方針に基づき、職員の成長を促し、意欲や能力を最大限に引き出すことにより市全体の組織力の底上げを図ります。
- ◇ 人事評価システムの適正な運用を図ります。
- ◇ 職員研修メニューの充実により、接遇スキルや情報モラルなど、職員個々のスキルアップを図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○公文書の管理方法等の市職員向けの啓発の実施	総務係
○市職員のスキルアップにつながる各種研修の実施	人事係

基本施策4 財政の健全化

① 現状・課題

本市では、実質公債費比率の改善や主要基金残高の増加など財政健全化対策の一定の成果がみられていますが、人口減少による税収等の減少や合併特例事業債の償還開始による公債費の増加、少子高齢化等に伴う扶助費をはじめとする社会保障関係費の増加が見込まれ、今後も慎重な取組みが必要です。

さらに、これから新庁舎建設事業など本市の主要建設事業が計画段階から建設段階を迎えることになるため、建設における適切な財政運営に加え、建設後の維持管理や運営についてもコスト削減等を図ることが必要です。

また、合併特例措置額が平成28年度から5年間かけて段階的に縮減されるとともに、交付税措置の手厚い合併特例事業債が平成32年度をもって終了となることから、今後の財政運営は一層厳しくなることが想定されるため、課税対象者調査や滞納処分の徹底など、安定的な市税の確保を行うとともに、財務諸表を積極的に活用した適正な行政コストの把握、資産管理を行い、財政の効率化、適正化に努めることが必要です。

② 取組み方針

- ◇ 中・長期的な財政計画に基づく、事務事業の選択と集中、徹底した無駄の排除等による歳出削減と市税等をはじめとする歳入確保により、必要な財源を捻出し、将来世代に負担を先送りすることなく、基金残高を維持しながら、財政運営の健全性を確保します。
- ◇ 職員数の適正配置による人件費の抑制や税収等の増加を図り、歳出の削減と自主財源の確保に取り組めます。
- ◇ 保険料収納率の向上を目指し、課税客体調査の実施や滞納処分の徹底を行います。
- ◇ ふるさと納税の推進による自主財源の確保と、あわせて地域経済の活性化を図ります。

■主な取組み・事業等

主な取組み・事業等	担当部署
○財政健全化計画の策定及び健全な財政運営の推進	財政係
○新地方公会計制度に沿った財務諸表の作成及び公表	財政係